

平成20年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年12月16日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告
 - ・平成20年度予算10月分
 - 2) 定期監査の報告
- 第 4 町長の所信表明並びに行政報告
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 9号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書
- 第 6 陳情第10号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書
- 第 7 陳情第11号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書
- 第 8 請願第12号 法務局の増員に関する陳情
- 第 9 請願第13号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書
- 第10 請願第14号 動物移動火葬者廃止を求める陳情書
- 第11 一般質問
議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第12 同意第 1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
選挙
- 第16 美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸沢 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農 業 委 員 会 長	高橋 浩之 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
庶 務 班 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第8回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、泉 繁夫君、16番、吉野 久君を指名いたします。

会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月16日から12月19日までの4日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸沢藤一君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸沢藤一君 登壇）

議会運営委員長（戸沢藤一君） おはようございます。

平成20年第8回美郷町議会定例会に当たり、12月10日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日、12月16日から12月19日までの4日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、16日は、議長の諸般の報告、町長の所信表明並びに行政報告があり、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定ですが、今回の質問者は9名です。その後、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてから議案第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの議案内容の説明、議案審議を行う予定です。その後、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行い終了の予定です。

17日、水曜日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託されました陳情の審査を行う予定です。

18日、木曜日は、午前10時から本会議を再開し、議案第77号 工事請負契約の締結についてから議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案内容の説明を行う予定です。

19日、金曜日は、午前10時から本会議を再開し、18日に説明のありました議案第77号 工事請負契約の締結についてから議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案審議を行う予定です。その後、委員会報告を行い終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

諸般の報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成20年度予算10月分の報告がありました。2として町の監査委員より定期監査の報告がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

町長の所信表明並びに行政報告

議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の所信表明並びに行政報告を行います。本定例会に当た

って、町長より所信表明並びに行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

町長(松田知己君) この度、多くの方々からのご支援のもと、無投票当選という形でご信任をいただき、再び町長と言う重責を担わせていただくことになりました。財政環境や行政環境を鑑みますと、改めて責任の重さを痛感いたしますが、これまでの取り組みを踏まえながら、町民が望む美郷町の構築に全身全霊をもってがんばる所存ですので、町民各位並びに議員各位には、引き続き温かいご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、これからの町政経営について所信を述べさせていただきます。

私はこれまでの4年間、「融和と前進」というキーワードのもと、融和を意識した町政経営を心掛け、制度調整など合併に伴う課題解決に努めながら、町民各位が徐々に「美郷町」になじんでいくよう、緩やかな変化に配慮してまいりました。また、前進を意識した町政経営では、各地域が背負ってきた継続事業を計画的に仕上げながら、地域間交流や水環境など、次の段階では新たな展開につながる取り組みにも着手してまいりました。

おかげさまで、町民各位にはこうした意識と取り組みにご理解とご支援をいただき、着実に美郷意識並びに町づくりに対する意識は深まってきているものと私は認識しております。

一方、融和を大切にするために、結果として積み残してきた課題もありますが、今後の美郷の発展には、そうした課題をきちんと解決することが必要不可欠と認識しており、今後は一段と力を込めて取り組む覚悟でいるところです。

具体には、学校を含む公共施設の再編統合などですが、そのあり方については、方向性を既に広報等で町民各位にお示ししているものの、詳細については現在、検討を重ねているところで、これまで実際に再編統合を果たした施設は、老朽化等の関係から廃止、あるいは転用した給食センターや学校体育館、温泉施設等の一部となっているところです。

しかし、年々厳しくなる財政環境と減少する職員数の中で、町民各位に納得いただく行政サービスを円滑に進めていくには、役場庁舎の機能は集約化が必要不可欠ですし、また、各種施設についても、必要な行政施策並びに美郷町らしい独自施策の推進を財源的に担保していくには、その集約化も避けては通られません。

さらに学校施設についても、残念ながら進行している少子化の状況を踏まえ、子ども達にとっ

て望ましい教育環境のあり方を考慮すると、学校の再編統合も避けられない課題です。

このほか、温泉施設を初め、まだ残されている課題もあるわけですが、美郷意識が一定程度浸透してきた現在、こうした課題を実践的に解決することが次なる発展の礎になる認識で、町議会と一体となりながら、不退転の決意で臨んでまいりる所存ですので、議員各位には、よろしく願います。

こうした課題解決の先に、私の考える町の理想像があるわけですが、ここで、望む美郷の姿について、私の認識を述べさせていただきます。

市町村は、間違いなく住民生活における基礎的な枠組みです。だからこそ、持ち得なければならぬものがある、と私は考えております。そしてそれは、一にも二にも、住む者が「住んで良かった」と思う満足感であると信じております。

では、その満足感を得るには何が必要なのか。まずは、どこの自治体でも共通する行政サービスをきちんとこなす自治体であること。そしてその上で、独自の取り組みで独自カラーを持つ自治体であることではないかと私は考えております。

この二つの面で十分に機能する町こそ、私が思う、望む美郷の姿ですし、その結果として、町民各位が住むことに満足感を持ち、住んで良かったと思える美郷、ひいては心の拠り所と認識される美郷になる、と心から信じております。

そうした姿を具現化するには、大きな努力と多くの取り組みがさらに必要ですが、まずは役場が、時代環境を踏まえながら、町民各位の期待に応えられる体制に成長することが必要です。そのため、引き続き他機関との人事交流を推進するとともに、目標管理制度や各種研修の推進による資質向上に努めてまいります。

その上で、次のような政策を推進し、美郷のカラーを醸成してまいりたいと考えております。

その一つ目は、地域内外の交流の拡大です。地域内交流の促進と自律意識の醸成のため、協働参画の活動を推進するとともに、基幹産業である農業振興や商工業振興など地域活性化に資するため、東京都大田区をはじめとした他地域との交流を拡大させてまいります。

また、水を活かした町づくりを推進することで、美郷町のイメージ並びに顔づくりにつなげるとともに、郷土意識の醸成や交流・観光の促進を図ってまいります。

また、農・商・工の連携による産業振興に向けて、現在の「うりこめ美郷応援事業」で取り組んでいる美郷産米に加え、町特産品についても流通促進に取り組むほか、引き続き地販地消の推進に努めてまいります。

また、教育については、スポーツ振興に加えて芸術文化活動なども充実し、心豊かな大人に成長していくよう、美郷独自の取り組みに努めてまいります。

また、生活基盤整備については、災害対応力の充実に努めるため、防災行政無線の整備などに取り組むほか、除雪対応力の充実強化にも意を払ってまいります。

また、福祉の充実については、温泉施設の再編整備に取り組むほか、福祉制度については各般の環境を勘案し、改めて望ましい制度や事業のあり方について検討するなど、持続的な制度運営に留意し、取り組んでまいります。

いずれ、こうした取り組みを一つ一つ着実に、そして丁寧に積み重ね、「やっぱり美郷になって良かった」と言ってもらえる町となるよう、精一杯がんばる所存です。

人は、それぞれ夢があります。そしてその実現には、どんな人でも、必ず努力が必要です。その努力があつてこそ、夢は実現可能になると私は信じています。人の集合体である地域もきっと、同じです。ですから、私は美郷の町づくりに、皆さんとともに努力を重ねたいと思います。

難しく、また地道な努力の積み重ねであろうと思います。しかし、どんな曇空でも、その上にはきょうのような必ず青空があるように、美郷の町づくりにおいても、努力の上には必ず望む美郷の姿が待っていることを信じ、努力をあきらめず、一所懸命に美郷の町づくりに精励してまいりたいと存じます。

町民各位並びに議員各位には、こうした考えで臨む町政経営に、何とぞご理解とご支援を賜りますよう重ねて心からお願いを申し上げ、町政経営に対する私の所信といたします。

引き続き平成20年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げます。

初めに総務課関係ですが、10月25日の「町の日」記念式典は、約400人のご参加をいただき、功労者、功績者の表彰とともに、前東京都文京区長の煙山力氏から「ピンチがチャンス～苦境の時こそ新たな展開の好機～」と題して記念講演をいただきました。

次に協働参画のまちづくり事業についてですが、昨年度策定した「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」に基づき、平成21年度からの具体的な活動に向け、3名のコーディネーターの養成を11月から開始するなど、所要の準備を進めております。

予約制乗合タクシーについては、11月末現在で、利用登録者数は326人、運行実績は運行便数180便、利用者数延べ206人であり、6月のアンケート調査に基づき8月からダイヤと運行方法の一部を変更したものの、利用状況は、低迷しております。この状況から、ダイヤの増便、予約方法

の変更、運賃の改定について検討しており、平成21年1月中旬の改正に向け作業を進めております。なお、今後も事業の啓発に努め、利用の促進を図るとともに、利用実態を把握しながらよりよい地域内公共交通システムについて検討を深めてまいります。

公共施設の再編検討につきましては、現在、主な施設の再編計画案を検討、調整しているところですが、今後は、機能廃止後の処分内容や再編実施時期などについて、段階的にご意見をいただきながら検討を深め、年度内には再編計画（案）を取りまとめたいと考えております。

次に平成20年度の新規職員採用試験ですが、21名の応募があり、うち20名が一次試験を受験しております。その後、二次試験を行い、結果3名を任用候補者名簿に登載しました。

企画財政課関係ですが、「ふるさと美郷応援寄付金」については、9月から11月までに5件、115千円の寄付があり、今定例会に「ふるさと美郷子ども育成基金」への積み立てを補正予算計上しております。なお、積立金の現在高は、1,055千円となっております。

次に、NTTドコモ秋田支店による携帯電話の不感地域解消対策について、9月定例議会において七滝地区のサービスエリア化を平成21年度中と報告いたしました。その後、事業の前倒しにより、9月29日より通話可能となっております。なお、大台野エリアについては来年春の供用開始に向け、現在事務手続き等を進めているところであります。

また、テレビの地上アナログ放送が2011年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に移行しますが、新たに七滝地区が難視聴地域となることから、地デジ放送の対応に向けた事業実施とその後の施設運営のため、七滝地区テレビ共同受信施設組合が10月23日に発足しました。これにより町内の難視聴4地区すべてに組合が設立されたことになり、2011年7月の地デジ移行対応に向けての事業が展開されることとなります。

次に、去る12月1日未明に安城寺字柳原地内の県道角館六郷線と町道下畑屋外川原線との交差点で発生した交通事故により、町の光ケーブルが破損しました。被害額はおよそ126万円で現在復旧作業中です。加害者との損害賠償等の交渉を進めており、協議が整い次第次回議会において報告する予定であります。

税務課関係では、平成21年10月から65歳以上の公的年金受給者から、個人住民税を特別徴収する公的年金支払報告書データを受信できる体制を整える必要があることから、申告システム並びに賦課システムの改修委託費を今定例会に補正予算計上しております。

住民生活課関係ですが、町民一人ひとりが水を守り、大切にすることを共有するため、10月13日に約300名の参加をいただき「水の郷シンポジウム」を開催しました。秋田大学名誉教授で、六

郷扇状地の地下水研究に取り組んできた肥田登氏から「かけがえのない水環境を未来へ」と題し、基調講演をいただきました。また、六郷中学校科学部の生徒によるハリザッコの研究発表や「みんなで守ろう美郷の水」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、きれいな環境を守り、先人が残した財産を大切にしたいとの意見が集約されました。

次に、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部大曲消防署西分署についてですが、先の竣工を踏まえ、12月1日から業務を開始しております。平成12年に策定された広域消防の再編計画に基づき、これまでの東分署、南分署建設に続くもので、消防体制の基盤強化と人員配置の効率化が図られることになりました。

まちづくり交付金事業については、防災行政無線整備工事の入札を12月3日に行い、3億345万円で落札され、今定例会に議案を上程しております。多目的広場の整備は、わくわく児童クラブ敷地内を避難場所等とするための舗装工事を既に完了しております。また、流雪側溝整備事業は概略設計業務を委託、防犯灯整備事業は施工中であり、防災資機材運搬車は、現在装備仕様の作成を進めており、1月中に発注の見込みです。

福祉保健課関係ですが、後期高齢者医療制度の保険料については、10月から社会保険の被扶養者の方の徴収が開始されております。創設からこれまで、軽減措置など各般の制度見直しがありましたが、幸い大きな混乱もなく、円滑に賦課徴収が行われております。

また、保険料納付方法についてですが、平成21年4月からは、口座振替と年金からの徴収どちらかの選択により保険料が納付できることとなります。口座振替を選択する場合は納付方法の変更手続きなどが必要となりますので、これらの改正について、今後も広報や出前講座などで周知に努めてまいります。

次に今年4月から医療保険者に義務づけられた特定健診ですが、国保の被保険者に対しては、4月から5月にかけて延べ43日間にわたり集団検診を実施しました。この期間に健診を受けなかった方に対しては、9月上旬に町内で健診機関による社会保険の被扶養者を対象とした健診時に追加健診を実施しました。

今後、被保険者資格等の精査により20年度の実診率が確定することになりますが、現在のところ50%台であり、国で示す24年度までの達成基準65%に比べ低い状況にあるため、翌年度以降一層の実診率向上に努めてまいります。

農政課関係ですが、平成20年度の生産調整対策は、転作実施面積が1,929.6ヘクタールで、達成率104.9%となっております。担い手組織等による集積化の状況は、昨年より150.5ヘクタール増

加の936.5ヘクタールの取り組みがなされております。

次に、転作の取り組みに交付される平成20年度の産地づくり交付金についてですが、今年2月に国が緊急に実施した地域水田農業活性化緊急対策により、新たに280ヘクタールの追加取り組みがなされ、うち150.5ヘクタールが大豆や飼料作物などの集積に積極的に取り組んだため、国の交付予定額4億6,138万円を上回る取り組み内容になりました。国からの交付金は定額交付ですので、12月1日に美郷町水田農業推進協議会を開催し、交付単価の減額調整を決定するとともに、12月15日付けで全農家に対し、減額の周知をしております。

次に、秋田統計情報センターによる県南地区の作況指数については、好天に恵まれ、病害虫の発生も少なく、県南は106の良となりました。12月1日現在の米の出荷状況ですが、美郷町全体では昨年より約4,300俵少ない335,145俵が出荷され、一等米比率は昨年より3.8ポイントあがって98.4%となっております。

次に、第4回美郷フェスタ2008についてですが、10月25日から2日間、六郷地区を会場に開催され、農産展や文化展、商工会即売会などに町内外から多くの方が訪れました。

次に、「うりこめ美郷応援事業」についてですが、9月16日から3日間、大田区内の米穀販売店92店舗を訪問し、美郷米の販売促進活動を実施しております。その結果、26店舗で10月中旬から販売が開始され、大田区の消費者に好評を得ております。また、10月1日には大田区に新米300キログラムを寄贈し、青少年育成団体を通じて「心を結ぶ安心美郷米」として、大田区の子ども達に届いております。また、10月、11月の大田区主催の各種イベントでは、美郷米特設コーナーを開設し、新米試食キャンペーンなど美郷米の知名度アップに努めております。なお、11月26日から2日間、再度、大田区の米穀販売店を訪問し、一層の美郷米PRと市場調査などを実施しております。

次に、集落営農組織や農業法人など担い手への支援活動についてですが、9月12日と11月28日に全集落営農組織を対象とした経理指導及び法人化研修会で、担い手アクションサポートチームによる窓口相談や組織への積極的な訪問指導等を行い、支援活動の充実に努めております。なお、10月に千畑地区で農業生産法人1組織が設立されております。

次に、町内38地区で取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業については、9月17日から3日間全ての活動組織を対象とした事務指導とヒアリングを行い、11月17日から27日まで、24の特定組織を対象とした経理事務指導を県とともに実施し、事業の円滑な推進に努めております。

次に、六郷西部地区については、平成16年度から担い手育成基盤整備事業としてほ場整備が進

められておりましたが、面工事の完了を受けて10月28日に竣工式が挙行されております。

商工観光交流課関係ですが、大田区との交流については、10月17日から3日間、「第一回おおた商い観光展2008」が大田区産業プラザで開催され、特産品の紹介や商談が行われました。町では清涼飲料水、日本酒、いぶり大根漬け等を来場者にPRしながら、積極的な商談の支援に努めたところです。また同日の友好都市ふれあい広場については、蒲田駅西口駅前広場で大田区、長野県東御市との共催で実施しております。11月8日、9日には、大田区平和島において「O T Aふれあいフェスタ」が開催され、町内産品の製造・販売7業者など約40人が参加し、美郷米をはじめとした物販や交流活動を展開してきております。

次に地販地消推進活動については、地販地消推進会議が地元の商店・企業等を広く紹介する「美郷まるごとガイドブック」を作成、1月に全戸配布することとしており、今後の展開につなげてまいります。

次に出稼ぎ就労支援については、就労者は12月1日現在で132名、昨年に比べ26名の減となっております。町では、健康で安全な就労ができるよう、就労前の検診を実施しております。

第18回民謡「長者の山」全国大会については、10月11日、12日の両日、千畑体育館で開催され、県内外から一般・熟年・ジュニアの各部門あわせて209名が参加、盛会裏のうちに終了いたしております。

建設課関係ですが、9月定例会以降の工事発注状況については、道路舗装維持補修工事として二ツ石・古屋敷線ほか7路線、1,805万9,000円、改良舗装工事として野中・西明田地線ほか7路線、9,018万9,000円を発注済みです。

橋梁関係では、野際6号橋拡幅改良工事を861万円で発注済みです。

住宅関係では、安楽寺住宅湿気対策工事及び小安門住宅階段手摺り設置工事など7件2,340万4,000円を発注済みです。

上下水道関係については、六郷東部地区簡易水道事業及び羽貫谷地地区配水管洗浄工事など5件、公共下水道工事1件、合わせて7,414万円を発注済みです。

業務委託関係では、下千間谷地地内線測量設計業務など7件、1,102万5,000円を発注済みです。

除排雪業務については、これまでは基本的に旧町村の体制を引き継ぎ実施してきたところですが、除雪水準の向上などを図るため、今後は、除排雪業務を委託と直営併用方式とすることや業者の除排雪作業評価の実施、美郷町を一つの地域とし除雪路線を設定するなど、新たな実施方針で臨むこととし、今季から着手できる事項には着手ことで見直しを図っております。今後も、除

雪サービスの向上と安全な冬季交通の確保に努めてまいります。

学務課関係ですが、不審者対策の一環として、10月27日に子ども見守り集会を開催しております。現在、「子ども見まもり隊ボランティア」には462人、90企業の皆様にご協力をいただいております。今後とも地域の皆さんとともに犯罪の抑止に取り組んでまいります。

次に、学校関係についてですが、11月27日付で「美郷町学校将来構想検討委員会」より、提言書が示されております。この検討委員会は今年の6月、町の各分野の方々10名を委員として委嘱し、昨年度の「望ましい学校規模を考える委員会」の意見書や学校将来構想のためのアンケート結果を踏まえて、具体的な方向性について提言いただいたものです。

提言内容については、今後広報やホームページに掲載するとともに、これまでの教育懇談会の意見や検討委員会の提言を反映させた学校教育の将来構想について、今年度中に決定し、来年度には保護者や地域の皆様に内容をお示しする予定です。

社会教育課関係ですが、第4回美郷町中学校新人駅伝競走大会については、新たに女子の部が設けられ、男子17、女子16チームが熱戦を繰り広げました。また国体開催記念事業については、自転車の部が秋田県自転車連盟の主催で、県内高校新人自転車競技会、プロ競輪選手のエキシビションレースなどをまじえ盛会裏に行われました。さらに、バトミントンの部は日本リーグ1部の大会が総合体育館リリオスで開催され、昨年の国体選手が多数出場していたこともあり、民泊の受け入れ家庭も応援にかけつけるなど、約1,000人の観客の声援のもと、熱戦が繰り広げられました。

続きまして、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてですが、久米力氏を引き続き、監査委員に選任したく、同意を求めるものです。

同意第2号及び同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、後藤貴子氏並びに佐藤孝氏を引き続き、教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、藤井康子氏を引き続き、人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第77号 工事請負契約の締結についてですが、美郷町防災行政無線施設整備工事について、工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第78号 市町の境界変更についてですが、圃場整備事業の施行に伴う大仙市との市町界の変更について、お諮りするものです。

議案第79号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正につ

いてですが、新たに公募によらない規定を追加するため、条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第80号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてですが、地方自治法の改正に伴い、所要の規定の一部改正について、お諮りするものです。

議案第81号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の一部改正について、お諮りするものです。

議案第82号 美郷町営住宅条例の一部改正についてですが、町営住宅から暴力団員を排除するための規定を整備するため、条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてですが、羽貫谷地地区簡易水道と畑屋地区簡易水道の統合並びに給水区域拡張による給水開始のため、条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第84号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてですが、日本郵政公社の解散に伴い、条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第85号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、スポーツ振興バスの管理形態の変更に伴い、条例の一部改正について、お諮りするものです。

議案第86号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、農地の利用集積を維持し担い手の農業経営基盤の安定化を図るための担い手集積安定化緊急対策に要する経費、中小企業の経営を支援し景気後退による雇用環境の悪化を改善するための中小企業支援事業の拡充に要する経費、利用者数・回数等の増加による自立支援給付費等の障害者福祉に要する経費、千畑温泉保養所の解体に要する経費、手作り工房湧子ちゃんのサイダー充填ライン改修に要する経費、幼稚園保育園の臨時職員賃金及び特別会計繰出金等の増額に伴う歳入歳出予算の増額並びに事業計画変更に伴う文化財保護事業等及び事業完了に伴う成人総合検診事業等の歳入歳出の減額について、お諮りするものです。

議案第87号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、電算システム改修に要する経費及び保険財政共同安定化事業拠出金の追加負担に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第88号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、千畑東部地区ほか2地区の施設の修繕に要する経費及び千畑中央地区ほか1地区の配水管漏水調査に要する経費の増額に伴う歳入歳出予算の増減について、お諮りするものです。

議案第89号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号及び議案第90号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてですが、資本費平準化債の借入の増額及び繰上償還に伴う借換債の償還に要する経費に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の増額に伴う歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

陳情第9号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第9号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第9号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第10号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、陳情第10号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第10号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第11号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第7、陳情第11号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第11号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第12号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、陳情第12号 法務局の増員に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第12号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第13号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、陳情第13号 特別支援教育支援員の配置に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思えます。

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第13号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

陳情第14号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第10、陳情第14号 動物移動火葬車廃止を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第14号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

一般質問

議長(伊藤福章君) 次に、日程第11、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は9名であります。一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

最初に、19番、戸澤 勉君の一般質問を許可いたします。

戸澤 勉君、登壇願います。

19番(戸澤 勉君) 19番、戸澤 勉です。

まずもって、このたびの任期満了に伴う町長選挙において、無投票再選を果たされた松田町長に改めてお祝いを申し上げます。松田町長の1期目の意欲にあふれたまちづくりにより、いち早く美郷町意識が根つき、融和と前進につながっていると思います。2期目にますます期待いたしまして、質問に入ります。

仙北組合病院の建設計画の現在の状況と今後の対応についてであります。

多くの町民の方々が長い間待ち望んでいる仙北組合病院の建設計画はどうなっているでしょうか。高度化、多様化する地域の医療ニーズに対応すべく、療養環境の整備と施設や医療機器の近代化、医療サービスの充実を図り、住民の健康と生命を守ることから、一日も早い建設を働きかけるべきと思います。

雄勝中央病院や平鹿総合病院が相次いで新築され、通院した方々が口々に、すごく立派な病院だ、早く仙北組合病院建てばいいのになと言っております。かつて新聞紙上に仙北組合総合病院の改築は10年以内、平成26年着工とも発表されましたが、その後の状況についてお伺いいたします。

私の聞くところでは、JA秋田厚生連の決算状況は相次いだ病院の新築により、備品整備や移転費用、減価償却費等の経費が増大したことと、また診療報酬の引き下げや医師の確保が困難なことから患者の減少を招き、一部の病棟の休止となり、2年連続の大幅な赤字を計上し、財務状況が急速に悪化しているようです。

このことから、経営の早期健全化を目指し、これまでの運営方法を見直すと同時に、病院規模や医療機能の見直しを検討するとあります。

住民の中には、私たちが生きているうちに組合病院建つべかと、切実な声があります。住民の健康と生命を守ることが行政の大きな責務であり、厳しい状況下とは思いますが、関係機関が協議を重ね、知恵を出し合って、一日も早い建設に向けて努力していただきたいと思います。

このことに対する町長の姿勢をお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

仙北組合総合病院の移転新築につきましては、平成9年2月に仙北組合総合病院長の諮問にこたえるため設置された仙北組合病院建築検討委員会で平成14年2月までに11回にわたって検討協議され、その結果として示されたものです。

その後、雄勝中央病院や平鹿総合病院、鹿角などの改築が県厚生連の整備方針に含まれたものの、仙北組合総合病院については進展が見られなかったことから、平成17年に早期移転新築推進会議を立ち上げ、官民一体の運動を推進し、平成18年5月に推進会議が主催した地域医療シンポジウムで県厚生連経営管理委員長から一つのめどとして10年後のオープンという表明があった経緯があります。

しかし、その後、新築については残念ながら明確な見通しを持てる具体的お話を伺っていない

のが現在の状況です。もちろんこの間、大仙市や仙北市と一体となって早期移転新築の見通しを出してもらおうよう、折に触れて働きかけは行っております。しかし、現在の状況になっている背景には、議員ご指摘のような県厚生連の事情があるようで、その課題についてどういうふうに具体的に解決を図り、仙北組合総合病院の新築につなげてまいるつもりでいらっしゃるのか、近隣市とともにしっかりと伺ってまいりたいと存じます。

また、仙北組合総合病院については二次医療圏の中核病院と位置づけられておりますので、秋田県医療保健福祉計画に責任を持つ県が今後その責任をどういう姿勢と内容で行動に移されていくのか、情報収集とともに注視してまいりたいと存じます。

いずれ美郷町といたしましては、町民の健康と生命を守る責務は認識しているつもりでありますので、県厚生連及び県の新築に対する具体的な姿勢と方向性、内容が示されるよう、引き続き努力を重ねるとともに、納得できる方向性等が示された段階では、町としてできるだけ協力はしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 19番、再質問ありますか。19番、戸澤 勉君の再質問を許可します。

19番（戸澤 勉君） 新聞報道からすれば大分後退しているようですけれども、町長もたしか組合病院の運営委員になっているかと思えます。

そこで、私もJAに行ってお話を聞いてきたんですけれども、特に昨年、一昨年と赤字が大変大きくて、財務状況の悪化を招いたということは先ほど申し上げましたけれども、それが思いのほか大きかったということでもあります。昨年度には、十の病院のすべてで計画を下回っておりまして、それが最初は黒字計画が2億円ほどだったということなんですけれども、実際は15億円も下回りまして、損失が13億2,400万ということのようでございます。

そのことからしても、なぜそうなっているかというような話を聞きましたが、それはやはり医師不足が非常に大きいということでもあります。議長もたしか運営委員ではないかなと思うんですが、どこの病院も計画をそのように下回ってきたというのは深刻な医師不足が背景にあるようでございます。そのことは一地域ではとてもできないわけでございますけれども、そこにもやはり地域格差というものがあるように思います。それが深刻な今の地域医療が崩壊の危機的状況をあらわしているということのようでございますけれども。

組合病院はかつてから黒字経営で大きく貢献してきたというお話でございます。それも50億円をはるかに超えておるといふ累積の黒字だったようですけれども、昨年度においては9,900万の黒

字ということで、これまた計画より2億2,000万も下がっておるということでした。それもやはり眼科医などがないということからして、3億円も減収したというお話でございます。

いずれにいたしましても、以上のことからしても、やはり国にしっかり地域の医療に対して目を向けてもらうためにも、その国を動かすためにも町村会やあらゆる機会を通して町長に訴えていただき、いち早くこの地域に、大分老朽化も進んでおることでもありますので、深刻な問題として頑張っていたきたいと思いますが、いま一度お願いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、病院経営の赤字の根幹の原因となっているのが医師不足による患者数の減少ということを経営運営委員会の中でも伺ったことがあります。医師の確保につきましては、県初め関係各機関がその確保に一生懸命になっているところでもありますので、町としても一体となった取り組みに参画してまいりますし、また今後とも努力を続けてまいります。

また、仙北組合病院の新築につきましても、議員ご指摘のとおり、一生懸命頑張ることがまずは物が動くために必要な根幹であると認識しておりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、近隣市とともに一体となって頑張っている所存です。

以上です。

議長（伊藤福章君） 19番、戸澤 勉君、再質問ありますか。

19番（戸澤 勉君） ありがとうございます。これで終わります。

議長（伊藤福章君） これで19番、戸澤 勉君の一般質問を終わります。

これにて10分間、休憩します。

（午前10時53分）

（午前11時03分）

議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。

武藤 威君、登壇願います。

9番（武藤 威君） どうもご苦労さまです。武藤です。

今回、質問大きく分けて三つほど出しましたけれども、毎回質問要旨を早く出し過ぎて、県も通過して衆議院まで通過したものもありますけれども、それなりに行きます。

まず最初ですけれども、後期高齢者医療制度の矛盾についてでございます。新聞、テレビ、各

報道機関で報道されましたけれども、75歳以上の方が今年度から加入する後期高齢者医療制度の中で減免申請したけれども認められなかったということで、11月17日に後期高齢者医療制度審議会に審査請求を出したと、あちこちの報道機関で報道されました。

ここで、私なぜこれを取り上げるかという、実は美郷町でも数はちょっと把握しておりませんけれども、10人から20人近いと思いますけれども、減免申請しておると聞いております。やはり、そういう減免申請した方の結果を何人かから聞きましたけれども、批判があるわけです。審査結果のおくれ、また申請者のほとんどは固定資産税や昨年度の国保税等が免除された方、いわば町から収入は少なく税を支払えないと認められていた人たちで、いわゆる国保の減免を受けて認められていた人たちなわけですけれども、しかしこの後期高齢者医療制度に移行された方が今度は戻されたということでございます。

これはもちろん、よく調べてみましたら、減免の基準が違うからだと私は考えます。やはり、国保を運営する町では生活保護基準を用いながら低所得世帯を減免していると。一方、後期高齢者医療制度を運営する県の後期高齢者医療広域連合によりますと、倒産また災害等で収入が激減した場合、減免すると。もともと低所得の人には減免措置は適用しないということでございます。

ただ、制度への批判を受けて保険料の軽減措置がとられておるわけで、低所得者の場合、今年度の保険料が年額5,700円ということのようですけれども、しかしながら例えば月2万5,000円ぐらいの年金で暮らしている方々にとってはこの5,700円は大金でございます。

このように、支払い能力のない高齢者からも保険料を取ることが許されるのかどうかと。この後期高齢者医療制度が一番近い現場にいる我々が一番よくわかるわけございまして、やはりこの制度はこの美郷町からも見直す必要があるのではないかと、時にはやめる必要がないのかと、当局でも声を大きくしていかなければならない問題ではないかなと思うところから、まず一つ目として質問いたします。

次ですけれども、国保税収納率アップと無保険の子をなくすにはということでございますけれども、たしか10月中旬の朝日新聞の記事に保険証なし2,000世帯、病院を我慢して歯抜け、また胃痛も我慢していると、新聞に大きく載っておりました。国民健康保険税を滞納し、保険証を持たないためだと。県内では少なくとも2,000世帯あると。生活が苦しく、払いたくても払えない人たちに支援をしていくにはどうしたらいいのかと、新聞にでかでかと載っておりました。

資格証明書の交付は市町村が判断する、滞納世帯全体に占める交付世帯の割合は町村によってばらつきがあるようでございます。

ところで、滞納世帯をどれだけ丁寧に接触するかのあらわれとも言えるのではないかなと思うわけですが、にかほ市では昨年の8月、市民税や国保税、公営住宅家賃などの滞納者を多重債務など生活の問題をトータルで解決する収納対策本部を立ち上げたと載っております。これには17の部署が縦割りの壁を破り、なぜ払えないのかを滞納者と一緒に考える姿勢が必要だと、それが特徴と言っておるわけですが。この17部署が情報を共有し、滞納者の生活実態を把握しやすくなったとも言われております。多重債務を抱えていることもわかりまして、司法書士につないだケースも報告されております。過払い金を取り戻して滞納していた国保税を納め、保険証を手にした人もいると聞いております。減免や分割納入制度などが知られていないこともわかって、パンフレットをつくり、市内全戸に配布したと。担当者は滞納相談をきっかけに、生活をフォローするという意気込みのようでございます。

もちろん、当美郷町は収納率から見ると、大潟村、また東成瀬村に次いで収納率がいい方だと。こういう面から見れば、そういう係の方々のご労苦、努力と私はうかがっておりますけれども、これまでのそうした収納率アップ、そのための手腕とでもいいですか、コツとでもいいですか、原因、また相手に支障を来さなかったのかも含めて、その辺をお聞きしたいわけでございます。

ところで、先ほど冒頭に言いましたけれども、無保険の子、幸いこの美郷町ではいなかったわけですが、私がこの一般質問の通告をしたあたりですけれども、全国では3万2,000人ぐらい、秋田県では160人の無保険の子、中学生、小学生、乳幼児がいる。しかし、今はゼロですけれども、急いでやったようすけれども、仙北市ではいたと。

例えば、こういう場合どういうことが起きているのかということ、やはり今子供たちはスポーツで試合に行くと。また、修学旅行にも行くと。先生から保険証を提示しなさいと言われて、いろいろ不都合なこともあったという例も出されておるわけですが。そのようなことは絶対あってはならないことだと思いますし、恐らくこの後もそんなことはないという形で当町は進んでいくものと考えてはおりますけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

また、次ですけれども、これもちょっとムード的にやりづらいところもございまして、この間の政策等意見交換会、議会が近くなるとよくやりますけれども、そのときに給食費等、状況を考えるとき、学校給食運営委員会等で議論しているものだと報告されましたし、課長からはできるだけ値上げはしたくないと。教育長からは今、灯油も上がっているし、中国の食料も使いたくないし、なるだけ地産、地元のものを与えてやりたいし、やはり今伸び盛りの子供たち、今学校、頭も一番よいし、体力も秋田県人が一番よいと。なるほどな、と。恐らく、自分の孫しか

見たことがございませんけれども、やはり学校から上がってくると疲れてカップヌードルその他を食べながらごろごろ、友達と遊ばないで1人で結構そういうパソコンですか、ファミコンですか、伸びるのは、全国平均1位になるのは雪国の特徴だなと。果たして喜んでいいものか、楽しんでいいものかわからないような気がしますけれども。

いずれにせよそういうことを言われましたけれども、ただ、私がここでこの間も言いましたけれども、考えましたけれども、食の安全と質を確保するための内部努力は既に限界に達しているというような報告のように感じられました。これは町外のことですけれども、給食関係に携わっている方で、原材料高騰の中で、例えばメロンをバナナにかえたとか、またスイカ1玉を38個、今度はあっちが見えるようにスライスしてやりくりしているというような努力もされておるわけでございますけれども、しかしながら、やはり給食食材費の高騰のあおりを受けて、食材店、生産農家、価格も余り転嫁することができないと。売り上げも減少していると。さらには、そうした陰で難儀している栄養士さん、値段交渉等で大変苦労していると。

しかしながら、皆さん、みんなが考えていただきたいと思います。確かに、原油、石油は安くなりました。昨年の11月4日ころからことしの11月初旬、四、五日の計算で、733円だか735円だかだそうです。もう今は七百五、六十円下がったわけですけれども、しかしながら石油の値上げは2006年からずっと上がっておりますので、まだまだ高いという状況でございます。そういう中で今、年金暮らしでひとり暮らしのお年寄りの食料もですけれども、子供たちを学校にやっている父さん、母さんたち、それでなくても、会社いつ首になるんだかわからないというような状況になってくる中で、給食費の値上げをこれ以上押しつけられたらと心配する父さん、母さん、家族のじいちゃん、ばあちゃんまで心配されておるわけでございます。やはり少子化対策として児童手当の拡充、医療費の無料化など実施してきたわけでございますけれども、ところで義務教育の負担をどう軽減していくのかという課題は何か一歩か二歩おくれできているような感じがするわけでございます。

憲法では、普通教育、義務教育は無償とすると、第26条に明確に書かれているわけでございますけれども、給食代だけでなく、副教材、また修学旅行等々の負担、これも決して軽いわけではないわけでございます。ですから、この憲法に照らしてみても教育とは一体どこまで我々が町で、国でもちろんですけれども、義務教育として憲法どおりにいつているのかどうかということをもうちよっと考えてみる必要があるのではないかと。やっぱり、学校給食の食材費を保護者負担としていることは憲法の精神に私は反するものではないかなと解釈しておりますけれども、その辺

まだ今回の議案もろくに見ておりませんが、恐らくそれが今回のあれに出てくると思いますけれども、どういう形のどういう考えで、ただ油が高くなったから、子供たちがこれもっともって食べるから、運営ができないから家族から義務教育費を出してもらおうということでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、後期高齢者医療制度の矛盾についてですが、県で設置しております秋田県後期高齢者医療審査会のこのたびの審査結果のおくれについては、制度開始間もないということもありまして、申請書類の点検に多くの時間を要するとともに、その審査会の体制が整わず、審査がおくれたようですが、極めて遺憾なことで存じます。今後はこのようなことがないものと信じております。

さて、後期高齢者医療制度については議員もご承知のとおり、高齢化に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険という現在の制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として創設された制度です。その保険料については、負担能力を勘案し、低所得者に必要な配慮が行われておりますし、また減免制度についてはこうした配慮にもかかわらず、年度途中で負担能力が著しく低下する場合もあることから、そうした場合の対応策として用意されております。

現在、秋田県後期高齢者医療広域連合ではこうした考え方のもとで国から示された減免基準に基づいて条例等を定めておりますが、ご承知のとおり、後期高齢者医療制度については制度施行当初から高齢者の方々の不安が大きく、国でも5年後とされていた見直しを前倒しして、今後1年をめどに必要な見直しを検討するとしております。

ご質問の減免制度の見直しについても、今後の国の制度見直しの中でどう議論されるのか、現段階ではその推移を注意したいと存じます。

次に、国保税の収納率などについてですが、美郷町の国民健康保険税については、厳しい経済情勢の中にあっても納税者の税制度へのご理解と高い納税意識のもとで高い収納率を維持しており、関係する皆様に改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、その賦課徴収についてですが、各般の取り組みで納税意識の浸透に努めているほか、おむね行政区ごとに組織されている納税貯蓄組合からも納期内納税などについて頑張っていた

いております。また、窓口や臨戸訪問では納税者のそれぞれの事情を考慮して、納期限の延長や分納に応ずるなど、きめ細やかな対応に心がけているほか、昨年、町としても新設した納税対策班も町税及び公金について昼夜にわたり懸命の臨戸訪問を実施しており、こうした取り組みが結果として収納率につながっているものと認識しております。今後とも税制度へのご理解のもと、高い納税率を維持していくよう、全般にわたって努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、国民健康保険におけるいわゆる無保険の子への対応についてですが、現行の国民健康保険法上、特別な事情なく保険税を1年以上滞納する世帯に対しては、その世帯に子供がいるかいないかにかかわらず被保険者証を返還させ、かわりに資格証明書を交付することとなっておりますが、美郷町では子供に保険税滞納の責任はないとの考え方から、このような世帯の世帯員であっても高校生以下の子供に対して一般の被保険者証を交付する特別な措置を既に講じているところ

です。

今般、国民健康保険法の改正が衆議院を通過し、来年4月から国保保険者共通の取り扱いとして資格証明書交付の対象となる保険税滞納世帯の中学生以下の子供に対して、有効期間が6カ月と短い短期被保険者証を交付する取り扱いとなります。滞納の増加は国保制度の存続にかかわり、滞納防止も保険者としての自治体の役割であることから、今回の法改正においては滞納世帯との接触機会をできるだけ確保するため短期保険者証の交付となったもので、町といたしましては、改正後の国民健康保険法の趣旨を踏まえまして、次回の被保険者証更新時期である来年10月までに改めて保険証交付の取り扱いについて検討してまいりたいと存じます。

最後に、給食費の材料の高騰についてですが、法律の関係もございますし、実務内容にも言及することになりますので、教育長に答弁させます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 教育長、登壇願います。

教育長（後松順之助君） 学校給食の運営につきましては、昭和29年制定の学校給食法に規定されております。その中で、経費の負担については第6条により施設設備費や人件費については学校の設置者が負担すること、その他の食材料費については児童生徒の保護者が負担することと定められています。このことから、町では施設設備や施設維持管理及び調理員の経費などについてはすべて町で負担しており、保護者の皆さんからは食材に要する経費を給食費という形で徴収し、徴収した経費すべてを食材費に充当いたしております。

給食費については、食材の流通価格、必要栄養素の確保等、総合的に考慮し決定しております

が、今後とも学校給食法の規定に従った経費負担で実施してまいりたいことをまずはご理解いただきたいと存じます。

さて、議員も詳しくお話しいただいたわけではありますが、給食費の維持運営につきましてはもろもろの条件が重なってまいりました。小売価格がここに来て大分安くなった、下落したとは申せ、平成19年夏からの原油価格の高騰、あるいは20年4月からの中国産問題、こうしたことから美郷町学校給食センターでは献立の見直し、それから高騰している油の使用を控える、あるいは使用する食材の工夫や価格の安定している地場産食材の使用などで対処してしのいできているところであります。

しかし、これも議員ご指摘のとおりではありますが、このままの状況では現在供給している給食の質を確保することは極めて困難であることはどなたもご存じのことではないかなと思います。このようなことから、心苦しいではありますが、平成19年4月より1食当たり小学校255円、中学校285円で実施してきました給食費ではありますが、1食当たり10円増を余儀なくされておるところであります。

改定につきましては、議員ご指摘のとおり、今月2日に保護者の皆さんや学校関係者を委員とする学校給食センター運営委員会を開催し、ご理解を得たところであります。そして、この案件を今後教育委員会に提案の予定であります。

さて、学校給食につきましては、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、児童生徒の体位の向上、身体の健康の増進を図ることはもちろんであります。望ましい食習慣、協働、協調の精神などを身につけさせることを目的に実施しております。最近では、食育の一環としての役割も担っており、学校としては特別活動の学級活動として位置づけ、指導しております。

今後とも、地域の食文化を認識し地産地消の推進を図るとともに、安全安心な食材の提供、バランスのとれた食事の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上であります。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。9番、武藤 威君の再質問を許可します。

9番（武藤 威君） 実はきのう、秋田県庁の隣の裁判所で二つの裁判があってその傍聴に行ってきましたけれども、ちょうど減免していた方が今回払えないで広域からだめだと言われた、それがおかしいことで裁判かけて、まだ始まったばかりでまだまだ続くわけですけれども、ただ、1回目の流れを見てみますと、二つ見ましたけれども、平行線という、どちらからも意見を聞くような形でしたけれども、結果的に私裁判官でも何でもありませんけれども、黙って後ろにいて聞

いておりましたら、やはりこの制度は矛盾がある、最終的にどう決まるかわかりませんが、そういうように何人かの傍聴人、ほとんどの傍聴人だと思いますけれども、そう感じてきましたし、やはりこれはまだおかしいのではないかと。だって、生活保護を受けて、あした食えないということで町から免除されているものが、同じ系統の保険制度、年いったばかりでさらに払えないと。これは今の憲法から何からいっても矛盾しているのではないかなと。これはまだまだ後で議論されていく問題だと思いますし、これ以上町長に聞いたって返事もできないだろうし、これはこれとしていいですけども。

今、教育長から給食法によって親御さん、家庭で食事代を払うということになっていると、決まっていると。わかりました。わかりましたけれども、これは今聞いたって各自治体に聞かなければわかりませんが、今このような材料費等の高騰によって保護者が大変だと、しかも今子供もどんどん産んでふやして丈夫な子供をつかってほしいということで、一般財源から出している自治体が出ていると聞いております。今、ここに資料はございませんけれども、うちへ帰ればわかりますけれども、そうすると学校給食法というのはどこで守ってどこでは守らなくていいものか、その辺調べておきたいと思っておりますけれども、もしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

いずれにせよ、やはりこの町のこの国の子供たち、伸び盛り、もともと今の少子化を考えると、町でもおらほで出す分はこれだけだから、家庭でなんぼ苦しいといっても自分の子供のために出せというやりくりで行政が動いていっていいものかなと、私はちょっと疑問に思いますけれども。その人その人の考えだと思いますけれども。いずれにせよ、わからないけれども、わかりました。

ところで、最後ですけども、そうすれば関係ある人は、ちょっと新聞で見ましたから余りプライバシーもありますけれども、聞きませんが、現在、資格証明書は大体何人ぐらい。それ最後に。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 資格証明書の再質問に対する答弁の前に、先ほど答弁させてもらった私の言葉で訂正させてもらいます。国保税に関する答弁の中で、納税対策班という言葉が、滞納対策班の誤りですので、謹んで訂正いたします。

なお、資格証明書の件については福祉保健課長に答弁させます。

議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

平成20年12月1日現在でございますが、資格証明書の交付世帯数は15世帯になっております。

9番（武藤 威君） 減ったの。わかりました。終わります。

議長（伊藤福章君） これで9番、武藤 威君の一般質問を終わります。

次に、20番、飛澤龍右工門君の一般質問を許可いたします。飛澤龍右工門君、登壇願います。

20番（飛澤龍右工門君） 20番、飛澤龍右工門、一般質問をいたします。

ことしも秋の天候に恵まれまして、稲の刈り入れ、そして大豆の刈り取りが無事終了したことは農家にとっては何よりの収穫の年ではなかったかと思われます。

ところで、水稻の作況指数が106と、農家にとっては集荷円滑化対策が発動されましたものの、この対策においては国で何らかの方策を考えているように報道されております。我々もこの期待を見守っていきたいと思っております。

さて、今回私の一般質問におきまして、産地づくり交付金について20年度対策、そして21年度対応についてお伺いいたします。

20年度における生産調整は緊急一時対策等があり、転作面積が拡大されたことは言うまでもありません。産地づくり交付金は転作の取り組みによって金額の配分は異なりますが、春の座談会等で農家に説明した資料などによると、交付とされる各金額は、「いずれも」とありますけれども、これは全部ではないんですけれども、「以内」と示されております。農家にとっては、上限で示された金額が交付されると思っているのではないのでしょうか。

私が言うまでもなく、国からの産地づくり交付金は19年度から21年度までの配分は確定された金額になっております。転作面積が増加することによって、交付金が減額になります。20年度対策として春に計画説明した金額に近づけるためにも、町からの加算は望めないのでしょうか。

21年度生産目標数量が12月1日に発表されましたが、秋田県では他県とは大きくかけ離れた減産数量となり、このことによって21年度転作面積はさらにふえるのではないかと考えられます。21年度の産地づくり交付金対応について、考えがありましたらお知らせ願います。

以上、2点について町長の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

産地づくり交付金については、生産調整参加のメリット対策として国が一定額を平成19年度から21年度まで地域に交付するものです。今年度、美郷町に交付される産地づくり交付金は、稲作

構造改革促進交付金からの活用を含め、昨年より1,863万円多い約4億6,138万円となっております。産地づくり交付金の助成単価につきましては、国からの交付額を上限とするため、転作への取り組み状況により助成単価の減額が予想され、助成単価の変更もあり得ることを全農家に説明しております。

そうした中、ことし2月に国が緊急に実施した地域水田農業活性化緊急対策により、町内で280ヘクタールの新たな転作への取り組みがなされ、そのうち150.5ヘクタールが大豆などの集積助成に取り組みられたため、結果的に先般、助成単価の減額調整を行ったところです。

減額変更に対する町の助成についてですが、当初から助成単価の減額変更も想定して農家に周知していること、また国から交付される金額内で事業を完結することが前提となっていることなどから、所得保障的な新たな町独自の加算助成は考えておりません。しかし、産地づくり交付金の助成単価の減額調整がなされたことにより、担い手による平成21年度以降の生産調整の確実な実行が危惧されることや、地域の担い手が取り組んできた集積事業の継続や合意形成、組織時についても危惧されることから、緊急的な支援策は必要と認識しているところです。

そのため、新たな支援策として町単独で担い手集積安定化緊急対策事業を創設し、今年度集積に取り組んだ担い手に対し、来年度以降の引き続きの集積継続と生産調整の目標達成を条件に、大豆、飼料作物等では10アール当たり2,000円、ソバでは10アール当たり1,500円を交付するよう、本定例会に補正予算を計上いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、21年度の産地づくり交付金への対応ですが、国から交付される産地づくり交付金の額については大きな変更はないものと思われま。一方、転作面積が増加しますと、これまでの交付体系を維持する考え方では単純に交付金額は減額することになります。そのため、来年度の取り組みについては現在の交付体系を維持する考え方に立つか、あるいは交付体系を抜本的に見直し、新たな観点で産地づくり交付金を活用していくか、近隣市の動向や農業団体、担い手農家の声も伺いながら、美郷町水田農業推進協議会で慎重に協議し、決定してまいりたいと考えております。

いずれ、町では複合経営の確立における転作推進は重要な課題と考えており、これまでのブランド品目に対する町単独の作付支援助成を継続していくとともに、大豆や飼料作物など土地利用型品目の集積に取り組む担い手に対しては、県事業での収穫機械等の導入にかさ上げ助成を実施するなど、支援策を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。20番、飛澤龍右工門君の再質問を許可します。

20番（飛澤龍右工門君） 大体、今の町長の説明でわかりましたけれども、いずれ私は3月の定例会におきまして、正直な農家が一生懸命になってこの転作を進めております。それにもかかわらず、何十名という方々が転作に協力してもらえないということからすれば、やっぱりどうしてもこの転作している農家を救済しなければいけないのではないかとということで今回もこの産地づくり交付金に対して質問いたしたところでございます。

要するに、農政課長にちょっと伺いますけれども、2月に緊急対策が発動されまして、そして6月の時点の転作面積の確認は確実にわかっているはずでございます。にもかかわらず、今12月の段階において、あすにも交付しなければできないこの産地づくり交付金の減額に対して農家の皆さんに説明を出したということはどういうことでしょうか。ちょっとそこら辺をお願いします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

内容が実務的な内容ですので、農政課長に答弁させます。

農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急対策が2月に実施されまして、3月まで数量の取りまとめを行いました。その結果、それぞれの取り組みが出されたのが5月の末でございます。また、その中でさまざまな地域での取り組み、それらにつきましても話し合いが継続されまして、最終的には6月までにずれ込んでございます。

そういう中で、全体の必要とする交付額につきましては、転作の確認の事務すべてが終了いたしましたのが、飼料作物等の確認、ホールクロップ、それらも含めまして9月の末、10月までずれ込んでございます。そういう中で、具体的な数字の総額をつかむことができませんでした。あくまでも概算でしか数字的にはつかめませんでしたので、概算の中でのさまざまな判断というのは私どもではいたしかねますので、やはりある程度きちんとした正確な数字の精査をもって農家なり皆様に協議会の中のご報告の中で協議をお願いしたところ です。

以上です。

議長（伊藤福章君） 20番、再質問ありますか。飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 再度、質問いたします。

現在、生産調整に取り組んでいる農家は県、国、町などの指導に対してまじめに取り組んでおるところでございます。そのような農家の芽をつぶすようなことのないよう、歴然とした態度で町政に取り組んでもらいたいと、私は強く思っているところでございます。

この点について、町長の考えを確認したいと思います。よろしくお願いします。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、生産調整に取り組む方々は正直に国の政策あるいは県の政策あるいは町の政策に協力しようという方々でありますので、そうした方々を町が支援する姿勢で今後とも臨みたいと思います。

以上です。

議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） どうかよろしくお願いします。終わります。

議長（伊藤福章君） これで20番、飛澤龍右工門君の一般質問を終わります。

次に、8番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

8番（深澤 均君） 8番、深澤 均でございます。今回、初めての一般質問をさせていただくことになりました。よろしくお願いしますを申し上げます。何分ふなれなものでございますので、議会の皆様方にはご迷惑をおかけする場面があるかと思えますけれども、何とぞご容赦をいただきながら、先般の美郷を見て、美郷で聞いて感じ取ったことについて2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず初めとして、美郷を見て感じ取った危険な建物への対応でございます。

町内を見て回りますと、想像以上に空き家の多いことにびっくりさせられたところでございます。一時的なものなのか、住まなくなってから日が浅いものから、住めないような状態のものまで、かなりの軒数が散見されたところでございます。中でも、長年の放置によって傷みがひどく、この地域の雪の多さなどから考えますと危険を感じる建物も散見されるところでありますし、周囲の住民の方々からも不安視する声を伺ってまいりました。

現状、少子化、核家族化の進行などから考えますと、この状況はますますふえることが予想されますが、町ではそのような危険な建物の所有者に対して周囲の住民の安全上、あるいは町並みの景観上、どのような対応をとっているのか。そして、これから予想される事態にどう対処されようとしておられるのか、伺います。

続きまして、2点目として、美郷町で聞いて感じたことについて、住民の足についてお伺いをいたします。

町内では相次ぐバス路線の廃止によって、高齢者そしてご家族を含めて不便さや将来への不安

を語る多くの住民の声を聞いてまいりました。平均寿命も延び、高齢者と言われる方々がふえて
いるわけですが、皆が生涯車を運転できるという保証はございません。車を運転できなくても、
夏冬問わず、気軽に家を出て用事を足し、買い物をして、そしてたまには温泉に入ると、町内
を行き交うことこそが美郷の元気と活力を引き出し、結果、この町に住んでよかったと思っ
てもらえる一コマなのではと知っているところでございます。

人に優しいまちづくりを目指す私にとっても、このような交通弱者と言われる方々の足の確保
は重要課題の一つとして認識し、取り組んでいきたいと思っているところです。

そこで、町の財政負担を抑えつつ、住民の要望にこたえ、近づくには既存交通全般にわたって
概念にとらわれない効果的な運用、運行の検討がこれからの住民の足を確保する上で重要なかぎ
と考えておりますが、町長にその展望をお伺いいたします。

以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、危険を感じる建物への対応についてですが、これまで町では町民や行政協力員からの
情報などに基づき、空き家が町民に何らかの被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の発生を防
止するために所有者や管理者あるいは占有者に必要な措置を講じてもらうよう指導しております。
基本的には、個人財産は所有者または管理者が適正に管理を行わなければならないものですので、
地域住民が迷惑していることを伝え、改善していただきたいとお願いをしているところです。し
かし、こうした指導に従わず、被害の発生が具体的に予想される場合、警察署と連携をとりなが
ら必要な措置を講ずるよう指示をしております。

一方、所有者等の所在が不明または連絡不通の場合は、被害の発生あるいは拡大を防止するた
めに、地域住民のご協力をいただきながら応急措置を講じてきております。平成18年度において
は4件、平成20年度においては1件対処をしております。このような対応をしてきておりますが、
今後とも適切に対応してまいりたいと存じます。

また、長野県白馬村では廃屋対策のために条例や要綱を制定し、解体撤去費用に補助金交付や
解体撤去を代執行する施策を講じている事例があります。今後、こうした他自治体の具体例も検
討し、美郷町として対応可能な具体策を深めてまいりたいと存じます。

次に、住民の足についてですが、利用者の減少によるバス路線の廃止など、町内の公共交通を
取り巻く状況は厳しい状況にあります。この状況の中で、町では国、県、交通事業者、地域住民

で構成される美郷町地域公共交通活性化協議会を設置し、既存の交通機関との共存を図りながら、住民が使いやすい交通手段のあり方を検討しています。協議会では、平成20年4月から平成21年3月まで乗合タクシーの試験運行を行っており、平成21年度からの乗合タクシー本運行に向けてアンケート調査などの実施により意見要望等を把握、改善の可否も含め協議検討し、運行方法の見直しなどの対応をしてきているところです。

しかし、試験運行が1年間と短期間であること、改善するための協議や手続等の関係で数カ月に1回の改善が限度となっていることから、試験運行期間内で美郷町に適した交通システムを構築することは事実上困難な状況にあります。そのため、4月1日以降の本運行の状況も見ながら、現行の方法が最も適した方法かどうかも含め検討し、美郷町に最も適した公共交通システムを構築してまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案のスクールバスや幼保送迎バス、シャトルバスなどの既存の交通システムとの関連ですが、現状では安全確保という大きな課題に加え、登下校、園への送迎等のほかに、学校や園の行事のためにも利用されている本来の目的に影響があるおそれがあることから、地域住民が利用する場合にバス事業者やタクシー事業者等の民業を圧迫する可能性が高いことも含めて、地域住民との共用は難しいと考えております。

現在の地域内公共交通確保の基本的な考え方は、既存の交通事業者の活性化を図りながら地域内の交通手段を確保することが前提となっているため、町としましても交通事業者と連携しながら、よりよい公共交通システムについて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。8番、深澤 均君の再質問を許可します。

8番（深澤 均君） 第1点目の質問に対しては、本当にご丁寧なご答弁ありがとうございました。

第2点目の住民の足の確保についてでございますけれども、今現状では無理というようなご答弁をいただきましたけれども、これはネット上の検索で見たんですけれども、全国的に見ても18年度ぐらいからの国の補助金によって一斉にバス路線が廃止になって、その後住民の足をどう確保するかということで、全国の自治体、一生懸命取り組んでいるわけですが、全国的に見てもスクールバスなり福祉バスなり、それを統合した混乗の実施が数多く事例が見られます。

これは北海道の50、60近い町村の一覧が偶然目にとまりましたけれども、60近い中で、スクールバス等と福祉バス等のそういう関係の混乗の対策をとられている自治体が20幾つありました。ということなので、これはあずすすぐにできるという問題ではないでしょうけれども、その空席

を有効利用するというような意味で、さらにご検討を進めてもらえればなと思っているところで
す。

また、既存のタクシー業界等々の交通事業者に対しての影響もあるということですが、
私の考えからすれば、出歩くことが多くなるということは必然的にそれらを利用する回数も多
くなると考えておりますので、特に冬期間、うちの中のこたつでひっそりとたたずむことではな
く、大いに外に飛び出して活発な町政、町のそういう姿に持っていきたいものだと思ってい
ます。

引き続きあきらめないでご検討の方、よろしく願い申し上げまして私の質問を終わらせてい
ただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤福章君） これで8番、深澤 均君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後12時00分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1時00分）

議長（伊藤福章君） 次に、11番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇
願います。

11番（森元淑雄君） 通告に従いまして質問をいたしますが、農業部門につきましては私の後
ろにはあまたの専門家がたくさんおりまして、そんな中での一般質問をいたします。

最初に、集落営農に関連しましての質問であります。集落営農組織は平成18年度は52集落、
19年度は59集落、そして今年度は1集落が法人組織に移行したため58集落と、まずは順調に推移し
てきているところであります。このことは、担い手も含めまして地域農業の維持発展に大きく貢
献しているものだと思いますが、今後のあり方につきまして次の4点についてお伺いをいたしま
す。

一つ目として、ことしより新しく始まった水田・畑作経営所得安定対策では、対策の対象とな
る担い手が将来的に他産業なみの所得を確保し得る農業経営とうたっておりますが、美郷町とし
ては農業所得の目標とする額をどれくらいと見込んでいるのか、また最低これくらいは必要だ
と思われる額はどれくらいなのか、あわせてお伺いをいたします。

二つ目として、特定農業地利用規模の有効期間が5年となっており、5年後を目標に法人化に向けて努力したものの、農業生産法人化計画で定めた予定期日までにその達成が困難になった場合には、それまでに受領した交付金の返還は本当に求められないのか、また、返還が求められる場合はあり得るのかをお伺いいたします。

三つ目として、集落営農組織の法人化に際して、農業用機械、施設等を法人化に無償譲渡した場合、譲渡所得税が課税されるか否かをお伺いいたします。

四つ目は、夢プランについてであります。この事業は、土地利用型作物や園芸作物へ取り組むための初期投資の軽減を図る目的で創設された事業であると記憶しております。現行においては、稲作機械等にまで拡大してきております。これは、農家にとっては大変に喜ばしいことであり、将来にわたって元気な担い手を守り育てていく意味におきまして必要な事業であると思っております。

しかしながら、ちまたのうわさでは来年は事業がなくなるのではという声が聞こえてきておりますが、来年度もこの事業は継続されるのか、また町のかさ上げ部分についてもどうなるのか、大変気になるところでありますので、その見通しについての見解をお伺いいたします。

次に、農地集積加速化基盤整備についてであります。本事業は担い手農家への農地集積の増加を図るため、従来の面的集積率を一定以上上乘せを要件としており、たしか先ごろの協議会では国55%、県30%予定、町と受益者負担割合が15%となっていたようでありましたが、その後におきまして県の補助額が決まったのかどうか、また、町ではどのようなスタンスでこの事業に取り組もうとしておられるのか、国や県の事業導入が立地条件等で困難な地域に対してはどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

最後の質問となりますが、美郷町地域防災計画についてであります。

昔は災害は忘れたころにやって来ると言われておりましたが、今は忘れる暇もなく、時間と場所にかかわらず、突発的にやってきております。さきの岩手・宮城内陸地震は記憶に新しいところであります。

さて、我が美郷町は多くの褶曲や活断層が南北に発達し、複雑な地質構造を有しておることから、地震時には地すべりの発生が予想されるところであります。その際、多くの方々が避難される避難場所は耐震機能を有し、各設備が整っている学校が最も有効であるものと考えております。

そこで、この計画における各学校、各施設等はばらばらな数値が出ておりますので、この有効面積と避難計画人数の算定値はどのような基準をもとに出したのかをお伺いいたします。

以上です。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、集落営農組織の課題とその対応についてですが、集落営農組織の水田経営所得安定対策への加入につきましては、主たる従事者の人数または所得目標を定めることとされております。町では、平成18年3月に定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、計画策定時から5年後の所得目標額を主たる従事者1人当たり360万円以上としているところです。平成19年度から開始された品目横断的経営安定対策では、町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に記載された金額以上の額を集落営農組織の常時従事者1人当たりの所得目標とすることが規定されており、本年度から名称が変更された水田経営所得安定対策においてもその規定が継承されております。その額については、上限下限という認識ではありませんので、最低限という認識は持っておらず、あくまで目標として360万円以上としているところです。

同じく法人化計画につきましても、計画を策定することが水田経営所得安定対策の加入要件となっており、すべての集落営農組織が農林水産大臣に対し法人化計画書を提出しております。国では計画どおり法人化できない場合でも、直ちに交付金の返還につながるものではないという見解を示しており、各集落営農組織にも周知しております。したがって、法人化へ向けて計画を推進した努力など、組織それぞれの事情を勘案するものと現段階では考えております。

いずれ国からは要領要綱などによって具体の許容範囲は明示されておられませんので、お示しすることができないことにご理解をお願いいたします。

また、個人所有の農業機械等が農業法人へ無償で譲渡された場合の取り扱いにつきましては、国税関係部局に確認した結果、資産の時価と簿価との差額によってみなし譲渡益として課税対象となること、譲り受けた農業法人の側も時価を基準に受贈益が発生することで課税の対象となる旨回答を得ております。なお、国の補助事業を利用して導入された機械、施設の農業法人への継承につきましては、適正な事務手続によって補助金返還の必要がなくなることが国から示されておりますので、町担い手育成総合支援協議会を通じて適切な継承の指導に努めているところです。

それから、目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業につきましては、農業経営体の複合化、組織化に大きな役割を果たしております。県に対しましては、来年度以降も事業を継続されるよう強く要望しておりますが、県の財政事情等によっては事業内容や名称等の変更もあり得ると思いますので、慎重に推移を見守ってまいります。また、町のかさ上げにつきましても、県の

事業体系並びに事業内容によって検討していくものと存じますので、現段階では未定であります
が、これまでの事業が継続されるのであれば、町としても補助かさ上げの内容については継続し
たいというように考えております。

次に、農地集積加速化基盤整備事業についてですが、本事業は今年度5月に新たに創設された事
業で、これまで国50%の事業費補助だった経営体育成基盤整備事業を、担い手への農地の面的集
積を加速化するため中山間地域を対象に国の事業費補助を55%にするもので、実施期間は平成21
年度から23年度までとなっております。

現在、美郷町では基盤整備事業を実施中の本堂城回地区、新規採択予定の羽貫谷地地区、大畑
地区が本事業の対象予定です。町といたしましては美郷町総合計画に基づき、農地の効率的な活
用とあわせ、生産基盤の整備に積極的に取り組むこととしており、継続地区に対してはこれまで
同様の率のかさ上げ助成を実施するとともに、新規採択地区に対しては町道整備など社会資本の
連携整備を視野に入れ、事業費の7.5%のかさ上げ助成を実施したいと考えており、農家負担の軽
減と事業の円滑な推進に努めてまいりたいと存じます。

また、県の助成につきましては、今後県議会で議論、決定されていくものと存じ、現段階でご
回答はできません。

また、担い手への農地の面的集積については、県地域振興局担い手班や担い手育成総合支援協
議会、農業団体などと連携を図りながら、集積のための調整や農地の情報提供などの支援を強化
してまいります。

なお、立地条件等で困難な地域に対する支援策の有無についてですが、本事業では中山間地域
が基本的に対象となりますが、事業の要綱上、美郷町では六郷地区と仙南地区が本事業区域に該
当しません。該当しない両地区につきましては、現段階で基盤整備事業への確実な取り組みがあ
りませんので、具体的な取り組みが見えてきた段階で町としての支援内容を検討してまいりたい
と考えております。

最後に、美郷町地域防災計画についてですが、地域防災計画は災害対策基本法第42条の規定に
基づき、町の防災に関して処理すべき業務等を内容として策定されたものです。この計画を基本
として災害の発生を未然に防ぎ、また災害が発生した場合において迅速に対処し、被害を最小限
に食いとめるためのさまざまな対策を講じることとしております。

ご質問は避難に関する事項についてですが、防災計画では避難勧告、指示の基準の設定、伝達
方法、避難場所、避難所の開設について定めております。避難所は大地震等の災害時に町民の生

命を守るため、避難のための広場と建物を備えた施設で町内の保育園、幼稚園、小中学校並びに高等学校、公民館、体育館、交流センター、コミュニティーセンター、温泉施設などを指定しております。また、避難場所については、災害の広がりにより、避難所にとどまることができないような場合、また避難所へ避難が困難な地域の一時的な避難場所として比較的大きな公園、広場、競技場、野球場などを指定している状況です。

避難所の収容可能人員の算定に当たっては、通路等の共有スペース分として延べ面積の20%を減じた面積を有効面積として、地震防災対策研究会の市町村地域防災計画策定見直しマニュアルで定めるところによりまして、おおむね3.3平米当たり2人として算出しております。また、避難場所の収容可能人員の算定に当たっては、現在の国土交通省の都市防災構造化対策に関する調査報告書で定めるところにより、おおむね2平米当たり1人として算出しております。町防災計画における避難場所の避難計画人数は上記基準で算定される人数の内数として、近隣の行政区の居住者を基本に設定したのですが、今後上記基準で算定される最大避難計画人数に修正してまいりたいと考えております。

また、河川のはんらんや土砂災害を想定し、住民の方々が素早く安全に避難し、被害を最小限に抑えることを目的として被害の想定される区域と被害の程度及び避難所などの情報を地図上に明示した災害ハザードマップを3月に全戸配布する予定ですので、防災や災害時の対応に心がけていただきたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。11番、森元淑雄君の再質問を許可します。

11番（森元淑雄君） まず初めに、農地集積加速化基盤整備についてであります。これは国の補助率が55、県がまだ未定なようではありますが、仮に30%となった場合は町と受益者が15%で、いわゆる100%となりますが、今まで担い手は町が10%を負担し、受益者も10%負担していましたが、この加速化整備事業につきましてはやっぱり受益者の方々が一定の集積をかなりのハードルでやっておりますので、10%のところを5%助成をしてはどうかというように思っておりますが、それを2.5%の助成資格、助成率しかどうしてもないのか、そこら辺はどうなのかということ。

それから防災計画についてであります。町長の答弁はまさしくそのとおりであります。いわば行政は被害想定をしており、避難場所は事態想定であります。いずれにしても、自助と共助、これが一番大事ではないのかなと思っておりますが、今後町では地域住民に対して周知の徹底や防災の訓練をしっかりとやっていかれるとは思いますが、それにつきましてもやはり

訓練されている方がしっかり身につけなければ、こういうことはいざとなったときは全然効力をなさないと思われますので、その辺のところもきっちりやっていく方法等ございましたら、もう1回質問をいたしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目については、要点は町として7.5%の補助率以上の補助ができないのかという趣旨でお答えさせていただきますが、圃場整備は単に農地の区画を整理するだけではなくて、その地域の社会資本全般を見直すいいタイミングでもあります。したがって、町としてはその機会に町道のふぐあいを改修する、あるいは将来において町道の改修すべき箇所があった場合、あわせて改良したいと考えております。そのため、一定地域に投下する公共資本が一定の地域バランスあるいは地域の公平性を勘案した場合に、この圃場整備につきましては新規採択地区については7.5%にしたいという考え方でありますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、2点目の災害時の避難についての質問の趣旨については、いかに住民に災害時にきちんとした対応ができるような訓練を施すのかという趣旨と認識し、お答えいたしますが、現在まちづくり交付金事業の中で防災体制の強化に取り組んでいるところです。その中で、自主防災組織を立ち上げ、災害時においてまさに自助、共助の部分が強化されるような方向性を持って今現在取り組んでいる最中でありますので、今後自主防災組織が立ち上がった後に、地域において、あるいは自主防災組織においての災害時の対応を想定した訓練等についても実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 11番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで11番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

次に、10番、戸沢藤一君の一般質問を許可いたします。戸沢藤一君、登壇願います。

10番（戸沢藤一君） 私の質問は最近の日本の経済、物すごい加速度で悪化しておると。減産、人員の整理、こういう中で質問を、そこまで想定していなかったわけで、先ほどどなたか言いましたけれども、何か質問する元気も半分ぐらいになってしまったというような感じで。

まず、合併時に策定した美郷町の総合計画の定住人口の見通しによりますと、平成27年には1万9,934人まで減少すると推計しております。総合計画書では目標人口を約2万1,000人としており、一方、国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、平成30年には1万6,000台まで美郷町

の人口は減少するのではないかという数字を出しております。目標人口であるこの2万1,000人を維持するのは大変厳しいものがあると思われま。町では、目標に向けて子育て支援、介護や空き家情報などいろいろ定住者の募集など対策を現在実施しているところがございます。しかしながら、どこの自治体もそうですが、人口減少に歯どめをかける決め手というのもないのが現実だと思います。

地方での人口減少の主な要因は自然動態、次に社会動態と思います。合併後、美郷町の転入、転出というのを見ますと、異動の多い3月が一番多いわけで、平均60から70人ほどが転出しております。県外就職が主だと思います。新卒者の町外流出を少なくするためには、町内と通勤可能範囲での就職先があれば一番いいわけで、減少も多くならないのではないかとの観点から、美郷町のガイドブックに載っております企業で、来年度の新規採用あるいは中途採用というものがあるのか。

また、さきがけ新報のほとんど月曜なんですが、往来という欄に町長が首都圏の方へ出張した際に、たまに企業訪問をされているというようなことを見ることがございます。これは、新たな美郷町へ企業進出の可能性を探るためなのか、あるいは既存の企業の本社への表敬訪問なのか、含めてお知らせ願いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町内の雇用確保についてですが、県やハローワーク、町などで組織する仙北地域雇用促進連絡会議で本年5月から6月にかけて町内に立地する12社に企業訪問を行い、新規雇用をお願いをするなど、できる努力は行っているところで、どうかご理解をお願いいたします。

さて、ご質問の美郷町企業ガイドに掲載している町内企業の来年度の採用内定者ですが、ハローワークに先般伺ったところによりますと、本年11月末現在で合わせて29名の予定である旨伺っております。昨今の厳しい経済環境の中ですが、内定取り消しは生じていないとのことで安堵しているところです。

また、企業誘致についてですが、町では秋田県企業誘致促進協議会に加入し、県並びに他市町村とともに首都圏及び中京圏などの企業経営者に対して町の立地環境や工業振興策などの説明を行ってきたところですが、残念ながらこれまでのところ企業誘致に見込みを持てる状況には至っておりません。

また、私が上京した際に企業訪問しているのは、新たな会社に企業訪問ではなく、既に関係の

ある企業に表敬訪問というのがほとんどであります。そういった状況の中でも、いずれ動かなければ新たな機会や見込みも得られないことから、引き続き足を運んで見込みを持てるような企業とめぐり会いたいと考えております。

一方、これまでの状況を踏まえますと、企業が地方へ進出する場合、経営者の出身自治体あるいは縁故のある自治体に工場等を新設するケースが多いようですので、行政ベースだけではなくて個人ベースの情報なども大切にしていきたいと思いますと考えております。

なお、雇用の確保全般については、新たな受け皿を誘致することはもちろん大切ですが、現在ある企業が引き続き町内で頑張ってもらい雇用を維持すること、あるいは雇用を拡大してもらうことも非常に重要と存じます。そうした観点から、町ではこれまで誘致企業や町内企業からご賛同いただき、異業種交流や情報交換の場として美郷町企業連携協議会を設立していただき、協議会活動を通じて各企業活動も発展していただくよう支援策を講ずるとともに、2,000万円を超える固定資産の増設に対し、固定資産税額相当の奨励金交付を行っているところです。

また、企業の資金需要に対して柔軟かつ適切に対応するために、美郷町中小企業振興資金に対する利子補給率をかさ上げし、企業活動を維持発展、ひいては雇用を維持していただくよう本定例会に所要の補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議もお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。10番、戸沢藤一君の再質問を許可します。

10番（戸沢藤一君） ただいま、来年の新卒者と理解しますが、29人も採用していただけると。何か安心したような気持ちがありました。

これが全部全部美郷町内の新卒者とは限らないとは思いますが、できるだけ今後とも美郷町出身者の新雇用に努めていただくよう働きかけていただければまたありがたいと思いますし、この企業の誘致などについても町長は行政ばかりでなく民間の力もということで、まさにそのとおりでございます。そして、この前の町の日々の講演の煙山氏のテーマにもありましたように、今が一番のピンチかなという感じでございます。このピンチをチャンスに変えるためには、やはり行政としてできることは一生懸命やっていただきたい、やってもらわなければならないと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

町営住宅の建設と宅地分譲について伺います。私の今回の質問のあれは、定住人口を幾らでもふやしたい、減少率を少なくしたいという思いからの質問でございます。町内を回ってみますと、

同じ敷地内に住宅を新築しているのをよく見かけます。人口は減少しておりますが、世帯数は若干ふえるという傾向にあるようで、今後も核家族化は進むものと予想されます。独立を望む方々が親の援助や自分たちの力だけでそういう新築できれば一番いいわけですが、昨今の経済情勢から非常に厳しい面があると思われまます。ということから、町営住宅の入居希望者はまだまだあると私は考えております。

隣の大仙市へ行ってみますと、民間業者によるアパートの建設が随分目につきました。美郷町での民間によるアパート建設は、残念ながら数年来目につきません。若い世代の方々の定住促進のため、職場は町外でも生活の拠点は美郷町でとの思いから、今後も町営住宅の建設あるいは宅地の分譲を提言するものです。また、既存の住宅にも築30年、あるいはそれに近い住宅もあるわけで、建てかえ等の計画があるのか否かお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅についてですが、議員もご理解のとおり、その整備目的は住宅に困窮する低所得者対策です。美郷町総合計画では、平成21年度において189戸確保することを目標に、塚 地区など計画的にその整備を進めてきているところです。

その入居状況についてですが、18年度から20年11月末にかけては35世帯の入居がありました。その中で、町外から入居された方は11世帯となっております。また、12月においては既設の町営住宅6戸の入居募集をしておりますが、最近短期間での入退居が目立つようになってきており、住宅需要に変化の兆しがあるものと認識しているところです。また、経済状況を踏まえてのことと存じますが、残念ながら年々滞納も増加しているところです。

宅地分譲については、合併前に旧六郷町で宅地を造成、分譲した実績がありますが、現在2区画で建築未着手です。また、現在、町内に宅地分譲を行っている民間事業者等があるため、町で宅地分譲を行うには民業圧迫等の観点から十分な考慮や検討が必要と存じます。

また、町が抱えている課題状況や財政状況等、総合的に考慮しますと、現段階においては新たな町営住宅の建築や町営の宅地分譲の推進は難しいと存じます。むしろ現在の状況では、先ほど議員もおっしゃいましたが、民間事業者がアパート経営や宅地分譲に取り組みやすい環境となるよう道路整備や除雪などで側面支援策を充実し、より多くの民間事業者が町内で事業を展開していただく方向を検討してまいりたいと考えております。

なお、町では町内における空き家等の有効活用と定住促進を図るため、空き家、空き地等の情

報提供もしておりますが、これまでに空き家では8件、空き地では2件が成約しているほか、10年以上美郷町外に生活されていた方が町内に土地または家屋を新規に取得、定住された場合、定住促進奨励金を交付する制度も制定しており、昨年度は7件、本年度はこれまで6件の申請があり、固定資産税相当額の奨励金を交付している状況です。こうした取り組みも効果的に活用していただき、人口減少率に幾らかでも歯どめをかけてまいりたいと考えております。

なお、町営住宅の建てかえにつきましては、まだ耐用年数内にありますので、現段階でその計画は持ち合わせておりません。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。10番、戸沢藤一君の再質問を許可します。

10番（戸沢藤一君） 最後の質問です。

保養所の件、これも既に解体ということで今定例会に予算計上されているところでございます。私は、閉鎖後、会合施設なんか温泉療養のできる会合施設等に利用していただけないものかなという思いでじっと見ておりました。それが結局は町の収入につながることに become と思っておりましたが、残念ながら解体するというところでございます。しかしながら、解体したあの土地、何かもったいないような感じがします。更地にするのか、むしろ私は温泉つきの別荘地というような形で世の中にはお金持ちもいっぱいいるわけで、そういう方々をねらって温泉つきの別荘地の分譲というような形で町をPRしながら売り出すことはできないものかなと思っているところで

す。

また、町長の先ほどの答弁で、町の町営住宅あるいは宅地分譲の考えはないというお話、これもやむを得ないと思います。しかしながら、私も一応準備してきた関係上、最後まで申しますが、今後公共施設の見直し等で取り壊し、解体などしなければならない物件も出てくると思います。そういう場所は考えてみますと、いわゆるインフラというんですか、道路もある、電気、水道、ガスまではないか、そういうもろもろの通信等の整備がされているわけですよ。そういう少ない経費で宅地化なりなんなりできると。それを例えば民間のそういう業者に売るというようなことも考えていいのではないかとということで伺いたいわけなんです、いかがでしょうか、町長。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

千畑温泉保養所につきましては、ことし4月、水回り箇所の漏水に端を発し、全体的に大規模修繕が必要なことや合併前からの経緯も踏まえて、6月定例会で廃止をご承認いただいたところで、

本定例会にその解体費用を計上させていただいております。どうかよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

その保養所跡地の分譲についてですが、現在、温泉施設の今後のあり方も検討している最中です。温泉施設のあり方については、住民の方々に心地よく温泉を利用してもらうことを基本に考えてまいりたいと思いますので、保養所跡地の利用についてはその検討とあわせて議論していく内容となります。したがって、もう少し時間をいただきたいと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、サン・アールの源泉揚湯量は毎分160リットルで安定水位を保っておりますが、この揚湯量で男女それぞれの浴槽と露天ぶろを賄っております。さらに、泊まり客の関係からも、残念ながら現在の状況では温泉供給量に余裕がありません。したがって、温泉施設以外への温泉の給湯は困難な状況ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、公共施設の解体後の敷地を少ない経費で宅地化並びに分譲したらどうかというお話がありました。今後公共施設の再編統合の検討の中で跡地利用についても当然検討していかなければなりませんので、そちらの方の検討にあわせて検討させてもらいたいと思います。

以上です。

議長（伊藤福章君） 10番、よろしいですか。

10番（戸沢藤一君） これで終わります。

議長（伊藤福章君） これで10番、戸沢藤一君の一般質問を終わります。

次に、6番、中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登壇願います。

6番（中村利昭君） 6番、中村利昭でございます。それでは、質問に入らせていただきます。

美郷町が誕生しまして4年が経過し、松田町長が美郷町政を担当する2期目を迎え、いよいよ総合計画による「だれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまちづくり」を目指して諸施策が進められるものと推察されますが、しかしながら減少が続く人口問題や合併による効率化を推進するための公共施設再編問題など、厳しい町政運営が迫られる状況にありますが、その問題に対しどのような方法で取り組まれるのか、4点についてご質問とご提案をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

一つ目は、公共施設再編に係る計画の早期策定と実行についてということですが、これは先般、10日の協議会等でご説明があったわけなんですけれども、その策定に向けて見ておりましたものがなかなかその段階まで、私の質問提出の段階まではわかりませんでした。そういう

状況の中で遅々として進まないということがありましたので、その主な原因は統合の方向性がなかなか示されないことにあると考えられます。町長のこれまでの発言からは、今年度中に方針を取りまとめ、来年度中に町民に説明し、平成22年からの実行となるような報告がなされました。町の財政を見ると、経常収支比率が18年度が93.3%、19年度が91.4%と硬直化しております。これを改善するためには公共施設の早期統合が必要であると考えられますが、町長は現在の公共施設の統合計画を前倒しし、年内の方向性の発表、年度内の住民説明、平成21年度の統廃合を実施する考えはないのかということ伺いたい。

また、現在、分庁舎を平成21年度に統合し、六郷庁舎を改修し、県関連団体等を招致する考えがないのかということ。例えば、現在六郷鍵田にある総合保健事業団県南支所に対し積極的に招致する考えはないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。保健事業団では現在の敷地がかなり手狭であり、よりよい候補地を探しているというふうに情報を聞いておりますが、これらの団体を六郷庁舎に招致するというお考えがあるのかないのか、1問お聞きしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公共施設の再編につきましては、合併で誕生した美郷町自体のあり方や町民の町に対する親近感、さらには今後のまちづくりに影響を与える大きな課題と認識しております。そのため、その着手と検討は拙速とならないように進めるべきと私は認識し、町民各位が美郷町そのものにそれぞれの生活観の中でなじんできたと把握した昨年度からその構想づくりに着手したところです。その進め方は、議員ご存じのとおりですが、昨年度中に施設ごとの取り扱いの方向性をまとめ、本年5月には広報等を通じて町民各位にその内容をお知らせし、その上で現在、具体の再編統合案を検討調整しているところです。議論の推移が町民各位にご理解いただきやすいよう、結論を一気に急がず、段階的に議論を深めていく考え方に立って進めているところです。

もちろん議員ご指摘の経常収支比率など財政指標の改善には、公共施設の維持管理経費の効率化は効果を持つことは私としても十分に認識しております。そのため、町のあり方の根幹に係るこの問題について、町民理解を得られやすい時間経過と論理展開で財政指標の改善タイミングにおくれない時期に実施できるよう、両方のバランスをとりながら進めていることにどうかご理解をいただきたいと存じます。

現在、再編統合のかぎとなります主な公共施設については、具体の再編案について調整しているところですが、今後その再編案で機能移転する施設の利用についてどうするか、あるいはその

再編統合や必要な改修等をいつ実施するかなどについて段階的に議員各位と意見交換するとともに、実際の施設利用者の声も把握しながら、3月中には再編計画案をまとめてまいりたいと考えております。

したがいまして、公共施設の再編計画の年内の提示並びに20年度内の住民説明等は難しいものと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

また、公共施設全般について再編統合後の利用形態については、これからの再編計画案策定の中で十分に検討、調整していく事案ですので、議員のご質問にあった内容については議員からのご提言として受けとめさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。6番、中村利昭君の再質問を許可します。

6番（中村利昭君） この問題については、今町長がおっしゃったことは十二分に理解いたしておるつもりでございますが、事業団には100名ほどの方が働いておられます。その100名というのは、このような時代にはかなり重要な職場ではないのかなという気がしてなりませんけれども、その100名雇用されている事業所がもし町外に出られるということになれば、私は美郷町としてはかなり損失をするのではないのかなという思いがあります。

その事業団そのものが3部体制で現在検診事業をやっておられるようなんですけれども、中央事業所が何か二、三年前ですか、建物を建設しまして、この3部体制の中の県南地区、北部地区という場所が非常に手狭であって、今後検討が必要だと話されているようなんですけれども、そういう状況の中でやはり美郷町に残っていただくという観点からしまして、六郷の庁舎が今の再編計画の中ではなくなるというふうな方向のようなんですけれども、そうした場合にはやはりこれまでの六郷の町中にあった役場庁舎が何かに活用できないかという声がたくさんありました。

そういう状況の中で、やはりこの100名の雇用ということも大切なんですが、地元六郷の皆様方のそういうふうな思いもあるのではないかなと思ひまして、今回こういう質問をさせていただいているわけなんですけれども、これにはさまざまな問題もあると思います。郊外であればさまざま100台の車の出入り、また大型バスが15台ほどあるやに聞いておりますし、その大型バスが早朝から出入りするような状況であれば、その問題等さまざまあると思いますけれども、そこら辺も含めまして、どうしてもこれはこの中に残せるのか残せないのかというのは非常に大きな問題があると思いますので、何とか残せるような方向で検討していただきたいと思ひます。これに対しては答弁は要りません。

次に、人口増加と定住対策ということについて、前の戸沢議員も類似した質問でありましたが、私の質問とは若干異なりますので、私の2問目の質問とさせていただきます。

人口増加と定住対策については、総合計画によれば、住環境の整備された町を目指してと、町営住宅の整備促進と宅地取得への支援の推進を主要施策に挙げているところであるが、現在建設中の塚住宅の建設も今年度で完成し、今後の計画はないように聞いておりますが、美郷総合計画によれば、このままの状況では合併10年後は、平成26年には2万人を切ると予測された数値が出ております。

そのために、私は1点目に申し上げました事業団の隣にあります鍵田住宅の敷地と事業団の敷地を有効活用するという点で新たな町営住宅をあの跡地に建設してはどうかと考え、質問いたしました。その理由としては、大曲や横手の中間地点であり、新たに造成計画を進めている神岡地区の工業団地にも通勤範囲というふうに考えられます。そのような立地条件からも有利な点をアピールすることで、特に若い方たちが子育てに定住が図られるということを考えると、町の活性化にもつながり、ひいては地販地消にもつながってくると考えられますが、そこら辺について町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人口増加と定住対策としての町営住宅建設についてですが、公営住宅につきましては、公営住宅法で住宅に困窮している低所得者に対し低廉な家賃で住居を提供することを目的にしており、町としてもその趣旨にのっとり、美郷町総合計画で平成21年度目標189戸として整備に取り組んできたところです。

また、国においては昨年度、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、入居収入基準が21年4月1日から引き下げられることになったところで、法の趣旨がより鮮明にされたところです。

現在の町営住宅の入居状況についてですが、さきのご質問にお答えしたとおり、18年度から20年11月末にかけては35世帯の入居があり、町外から入居された方は11世帯となっております。また、12月においては既設の町営住宅6戸の入居募集をしておりますが、最近短期間での入退居が目立って住宅事情に変化の兆しがあるものと認識しております。また、経済状況を踏まえてのことと存じますが、残念ながら年々滞納も増加しているところです。

また、町営住宅の入居倍率についてですが、塚 地区のように新築の町営住宅については倍率

が3倍から5倍となっておりますが、そのほかの町営住宅は1倍から2倍程度と低い状況にあります。

一方、町営住宅の老朽化の状況についてですが、議員ご指摘の上罫田住宅、それから飯詰駅前、小安門、安楽寺住宅などは築25年以上経過しており、今後大規模修繕が必要な住宅がふえてまいります。また、火災報知器の設置やバリアフリー化など既設住宅の整備充実が必要なことから、現段階では現在の町営住宅の機能維持あるいは機能整備に対して予算投下してまいりたいと考えております。

いずれ住宅に困窮する低所得者の方々に美郷町の規模でどの程度対応すべきなのか、それから財政環境と社会環境の推移を踏まえて引き続き検討はしてまいりますが、現段階においては新たな町営住宅の建築は難しいものと考えております。

なお、定住対策としては現在、民間事業者が行っている分譲地などに対して可能な範囲で道路整備や除雪など側面支援策を講じ、より多くの民間事業者が町内で事業を展開していただく方向を検討してまいりたいと考えておりますし、そのほかに空き地、空き家等の情報提供や固定資産税相当額を交付する定住促進奨励金を交付し、その促進に努めているところですので、どうかご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。（「ないです」の声あり）6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） それでは、3点目は新たな中心市街地活性化事業によるまちづくりについてご質問いたします。

特に商店街の活性化策についてということでお伺いいたします。六郷地区では、これまで町おこし策として中心街活性化事業を初めとしてさまざまな商業振興策、観光対策事業などを行って、その効果が挙げられておりました。しかし、ここ数年来、商店街の疲弊には目を覆うものがあります。美郷町としては、地販地消事業などを推進し商店街の活性化を進めているところでありますが、その効果があらわれる以前に郊外にイオンなどが開店するなど、商店の経営が大きく圧迫されている状況であります。

また、ここ数年、六郷地区の観光客も激減しており、以前は清水めぐりの観光客が土日になれば結構見られておりましたが、最近では余り見られなくなったという声が多く聞かれるようになりました。

そこで、イオンやロードサイドショッピングモールなどの現状を含めた、新たな中心市街地活性化事業によるまちづくりを進めるお気持ちはないのかということについてお伺いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新たな中心市街地活性化事業によるまちづくりについてですが、町内の商業は古くからさまざまな商店を有する六郷地区を中心としながら発展してきたものと存じますが、車社会の進展によって就業や道路事情が変化するとともに購買環境にも影響を与え、ここしばらくは近隣の大型小売店舗での購買が顕著になってきているところです。

平成19年の消費購買動向調査によりますと、平成10年と比較して、食料品や日用雑貨など最寄り品で26.5%から実質10.3%に、衣類や家具、家電など買い回り品では9.7%から実質4.6%に減少している状況です。

町ではこうした状況を踏まえ、商工業の振興を期すとともに町内の融和と交流を促進する観点から、昨年3月に美郷町地販地消推進条例を制定し、町商工会などと連携を図りながら現在各般の取り組みを行っております。その中で、美郷町地販地消推進会議では美郷まるごとガイドを年明けに発刊し、全戸に配布する予定となっているところです。

さて、中心市街地の活性化についてですが、その現状が改善されていないことから、まちづくり三法の一つである中心市街地活性化法が平成18年5月に改正されたことは議員もご存じのとおりです。その内容については、それまでは市街地の整備改善と商業等の活性化を目的としておりましたが、見直しによって拡散型都市構造へ向かう流れにブレーキをかけ、都市機能の集約化にアクセルをかけるといった、いわゆるコンパクトシティを目指すというものになりました。

具体的なメニューとしては、町中居住の促進、病院や福祉施設等の町中立地、子育て支援や介護、教育、障害者関連施設の空き店舗利用などがあり、これら活動が結果的に商店街のにぎわいを再生するとのねらいがあるわけですが、町が六郷地区にこうした趣旨での取り組みを展開するにはさまざまな課題が浮き上がってきます。

具体的には、住宅密集地の中での土地確保の問題や、空き店舗の老朽化と大きさの問題、さらには住宅密集地帯で道路幅が確保できないこと、水需要に対して近年地下水不足が懸念されていることなどです。

そのため、改正された中心市街地活性化法の目的はストレートに美郷町六郷地区に適用させられず、越えるべき高いハードルが多くある状況です。現在、六郷地区の中心市街地等の活性化を期して、町なみ環境整備事業を継続実施しているところですが、まずはこれまでの整備の蓄積を十分に生かしていくことを考え、だれが、何を、どうやって、いつ、だれと、具体的な取り組み

を実施すればいいのか、自発的に考え、実践していくことが肝要ではないかと考えております。

したがって、現在の状況では新たな事業で公共投資を行うというよりは、これまでに整備した施設や諸環境の中で購買者や観光の方々に何を提供し、商店の魅力をどうしたいのか、あるいはその集合体としての中心市街地がどういう魅力を発信できるのか、その理念や具体策をそれぞれが整理するとともに実践していく知恵と工夫の勝負ではないかと認識しております。

そのため、地販地消推進事業の推進とあわせて商業者みずからの努力に加え、町商工会や町観光協会、六郷まちづくり株式会社、さらには町など関係機関の連携が最も大切ではないかと考えているところです。

以上です。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） わかりました。3点目については再質問はございません。

最後の4点目の質問に入らせていただきます。地域振興局再編問題に対する町の対応策についてということで、ご質問いたします。

県では、地域振興局を横手地区に統合し、仙北の機能が縮小されるような非常に残念な計画が提案されておりますが、県議会ではこれに対して現状の8地区を主張するというので、なかなか再編問題については進捗しない状況にあるやに見られるようでございます。

そのような状況の中で、美郷町としてこのような状況を好機として、この振興局の問題を横手と大曲の中間地点にある我が美郷に招致するというようなお考えはないでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域振興局再編問題に対する町の対応策についてですが、県はことし10月末から実施した地域別懇談会における意見等を踏まえ、地域振興局再編アクションプランを見直しし、11月25日に公表しております。その見直し案によりますと、県内を3総合振興局と5地域振興局の体制とすることとしており、県南地域は横手市に南総合振興局と、大仙市と湯沢市に地域振興局を配置する計画となっております。地域振興局は総合振興局の内部組織という位置づけではありますが、地域住民に密接な関連がある業務、建設部門等の現場対応業務、災害時の初動対応を行うほか、地域の特定課題に対応した取り組みを行うとされております。

町としましては、同じ管轄内にある大仙市や仙北市と歩調を合わせながら地域住民の利便性が

低下しないように要望を続けることとしたいと考えております。また、町の行政推進の立場では、これまでは県本庁と地域振興局の2段階であったものが県本庁と総合振興局、地域振興局となり、見方によっては3段階となりますので、現在、県が既に説明しておりますが、総合振興局と地域振興局の権限や事務調整が重ならない体制となるよう要望を続けてまいりたいと考えております。

いずれこの問題は県と県議会において決定される案件ですので、その議論の推移を見守りたいと存じます。なお、中村議員ご提案の地域振興局の招致につきましては十分に理解できる場所ですが、県の基本スタンスが既存庁舎を有効活用することとしていることから実現はかなり難しいと考えておりますが、努力はしてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） 再質問になりますけれども、どうとでも横手や大仙市と比較してはなかなか美郷が有利だという条件は見当たらないと思ってしまうばそれまででして、私は今後少なくとも10年以内には道州制という問題が避けて通れない問題ではないのかなと思っておる1人でございます。そういう場合に、今横手や大仙だということも確かに議論の場としてはそれなりの価値ある議論だと思いますけれども、さらにそういうふうな先々のことを考えて議論するとき、今県議会と地域の間ではかなりの溝があるように思われます。そういう状況の中で、この問題についてはかなり解決には時間を要するのではないのかなと思われます。

そこで、そういう議論に参画できるような立場になって、いろいろな議論を進めてみたいというふうな気持ちは町長はないでしょうか。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

町長（松田知己君） 質問の趣旨を、10年以内の道州制を視野に入れた場合の振興局のありようをとらえて答弁させていただきますが、美郷町は美郷町としての誇りを持って今現在、一自治体として存在し、また自治体運営をしているところです。決して人口規模やあるいは面積によって大きい小さいがその自治体の誇りでもありませんし、その自治体の力でもないとは信じております。したがって、美郷町が美郷町らしい取り組みと判断で県の振興局の問題に対処すべきと考えておりますので、今後とも、先ほど議員がご提案あったことは十分に理解できるという前提のもとで、私どものできる範囲の中では努力はしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） これで私の質問を終わりますけれども、先ほど来、所信表明の中にこれまでにない町長の表現がありました。これまで、ややもすれば町政運営というふうな表現をされていたものが、今回この活字に町政経営という活字を見させていただきまして、今後の町政運営をかなり強力に推し進めていくものだとして理解しておりますので、何とぞそのような方向性で今後のかじ取りをお願いしたいということで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（伊藤福章君） これで6番、中村利昭君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午後2時13分）

（午後2時23分）

議長（伊藤福章君） 4番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

4番（熊谷隆一君） 私からは、流雪溝の整備計画のことについて質問をいたします。

きょう先ほども話しておりましたけれども、12月としてはまれに見る好天でありまして、私の質問のテーマが何だかそぐわない感じもいたしますけれども、いずれ天候のことでもありますので、何とかよろしくをお願いしたいと思います。

12月も半ばを過ぎまして冬本番を迎えておりますが、ことしの冬は暖冬気味でありまして、今のところ除雪車の出動も本格的には1回で済んでおるとお思います。おかげさまで、私たちの暮らしも楽だなと感じておるところであります。いずれ今後降雪がどのようになるかはわかりませんが、例年であれば既に根雪の時期であろうとお思います。

そして、毎年除雪が行われておりまして、町でもその対策には万全を期しております。実際に除雪作業に当たられますスタッフの方、また計画等を立てられます町当局の係の方には大変ご苦労をおかけしておるとお思います。どうか事故のない作業をお願いしたいとお思います。

ところで、降雪量の少ない場合はさほど問題はないわけですが、一晩に20センチ、30センチ、過去の例では60センチぐらい降った年もありまして、排雪された道路の排雪に非常に苦労しておるとお思います。これは雪国の宿命と言ってしまうとそれまでなわけですが、特に住宅

が密集している地域、それから毎年高齢者世帯がふえております。また、高齢者のひとり暮らしの家庭もありまして、そんなときに流雪溝があればいいなという声を私どもよく聞くことがあります。町で今年度から事業実施される防災事業の中で、六郷地区での流雪溝の整備が計画されておるようですが、千畑地区でも例えば一丈木地区、暁団地、若林集落、それから北小屋集落など、住宅密集地域で毎年のように道路排雪のために流雪溝があればという要望が私どもにも上がっておりますし、町にも要望が多分上がっているものと思います。

したがいまして、今後の整備計画について伺います。町の総合計画を先ほどちょっと見てまいりましたけれども、計画にはのっておりまして、1,778万5,000円という予算額で26年度までの計画としては、数字としては上がっておるわけでありまして、具体的な計画についてありましたら答弁をお願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

流雪溝の整備計画についてですが、町では町民の安全な冬期交通の確保や均一的な除雪サービスを提供するため、道路除排雪体制の整備充実を図っているところですが、現在、その整備充実の一環として六郷地域の住宅密集地の流雪、融雪、消雪施設の整備についても検討を行っております。

今年度は主に調査を行い、費用対効果を含めて既存施設の有効利用や事業実施可能箇所を把握することとしております。ご承知のように、流雪溝、消雪施設などは地下水や河川、農業用水などの利用が考えられますが、六郷地域においては地下水利用が制限されるため、計画に当たっては詳細なデータをもとに、より実効性のある計画を策定しなければならないと考えております。

さらに、流雪溝の利用には限られた水量を設定された時間に効率的に配水しなければならず、適正管理のための利用管理組合の設立など、町民の協力が不可欠となります。このため、来年度は本年度の調査結果等を踏まえ、住民との意見交換などを開催し、住民協力を前提とする仕組みの実施が可能かどうか検討する予定でおります。

また、ご質問の千畑地区についてですが、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所において計画されている地域用水環境整備計画田沢第2地区では、消雪、流雪溝などの地域用水機能の整備が可能となっており、町では現在、可能性のある千畑地域の土崎、一丈木、黒沢地区などの消雪、流雪溝整備について事業計画に取り込んでいただくよう要望をしているところです。現在、国において計画の可能性を調査しているところですので、町としてはその結果を待ちたいと思います。

いずれ流雪溝などの整備については、整備効果が高く、整備可能な場所についてはできる範囲で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。4番、熊谷隆一君の再質問を許可します。

4番（熊谷隆一君） ただいま六郷地区の実施の計画と千畑地区における国事業の計画の状況について答弁をいただきました。

大変、新しく整備するとなれば、非常に費用もかかることでありますし、またどこまでも住宅密集地であれば流雪溝をすぐに整備ということには、水源やらいろいろな配水機能等の観点から問題があるかと私も思いますけれども、今後ともそういう住民要望があり、しかも条件が整備された地域においては順次計画を立てて事業実施をお願いしたいと思っております。

議長（伊藤福章君） 答弁はいいですね。

4番（熊谷隆一君） 答弁は要りません。

議長（伊藤福章君） これで4番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

次に、17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

17番（深沢義一君） 平成20年の一般質問、ラストバッターとなりましたが、通告に従いまして農業振興についての質問を一問一答により行わせていただきます。なお、質問に至る背景は質問要旨に記載してあるとおりであります。未曾有の経済不安という大変な状況下でありますので、21年度に向けた政策提言として町のリーダーシップを期待しながら質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、物販への取り組みについてであります。物販については、農家への直接的なメリットとともに人的交流にもつながる側面もあるわけですが、まず一つには以前にも質問いたしました。友好都市である大田区との物販についての質問であります。

町長の所信表明にもありましたが、現在、町では町と関係各位の努力により大田区への美郷米販路が確立されてきておるところであります。米に加えて町特産品の物販についても定期的な販売ができないものかと考えるところでもあります。所信表明にありました具体的な考えを伺えればと思っております。

また、一つには地販地消への取り組みとして地元町内での定期的な市、例えば美郷の「み」にちなんで、毎月第3日曜日あるいは3のつく日などの朝市、あるいは夕市、あるいはフリーマーケットといった人の交流も視野に入れた地販地消への取り組みも、農家のみならず、町の活性化に

つながるものと考えますが、町長の考えを伺います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

物販への取り組みについてですが、ご承知のとおり今年度は「うりこめ美郷応援事業」として大田区に向けて美郷米の販売促進活動をスタートさせました。この事業の展開は米を初め、町の特産品等の通年販売を通じて、農作業体験や観光など人的交流にもつなげることで都市と農村の相互交流を図り、交流人口の拡大をもって美郷町の活性化を期すというものです。したがって、従来より米にとどまる観点ではありませんので、今後特産品や農産加工品など品目を増加させる方向で取り組んでまいりたいと考えております。

新たな品目流通には生産量の確保や流通ルートの確保、代金決済の仕方、魅力ある商品開発などさまざまな要件の克服がありますが、生産者の責任と意欲も必要となります。その上で、町としては具体的には特産品であるサイダーや清酒、漬物などの農産加工品の試験販売を視野に入れながら、今後の「うりこめ美郷応援事業」に取り組んでまいりたいと考えております。

また、定期的な市の開催についてですが、試行ではありますが、平成19年度に地販地消推進活動の一環として、交流市実行委員会が美郷の朝市と称しまして名水市場で4回開催しております。本年度は総合体育館リリオスで11月下旬に3日間でしたが、町内商店の物販が実施されました。当日はスポーツ大会が開催されていたこともあって、ほとんどの販売品を完売し、またあわせて商工会青年部の美郷まんまのPRが行われるなど、活動も活発化しております。今後も継続的な開催がなされるよう支援してまいりたいと存じます。

また、道の駅を初めとする町内の直売所で美郷直売ネットワーク協議会を設立しておりますが、共通イベントの実施も毎年企画しており、関係団体が一体となって美郷町の市の開催ができるよう町としても必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。17番、深沢義一君の再質問を許可します。

17番（深沢義一君） 今の質問の再質問ではありませんが、地販地消にかかわる市の開催については時間も経費もかかるいろんな交流事業とは異なり、やり方によっては場所を提供するだけの準備や経費のほとんどかからない事業でもあるかと思えます。したがって、取り組みもしやすいことですので、さらに定期化するようにご尽力をお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

農業経営における冬期間への取り組み、支援についてであります。このことについても以前質問したことがあります。かつて経験したことのない社会状況の到来とともに農産物の下落、あるいは国の補助金の削減など、厳しい状況が予想される中、半年間の冬場をどう過ごすかということは大きな課題であり、安定経営に向けてのキーワードでもあると思います。菌茸類やさまざまな加工品など、冬期営農についての推進と技術支援について町の考えを伺いたいと思います。

また、あわせて漬物や米粉加工などの生産を考えた場合、女性農業者の協力は欠かすことのできないことであり、女性農業者への講座あるいはネットワークづくりも必要と考えますが、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、美郷町で冬期に栽培されている作物は菌床シイタケ、ネギ、セリ、ホウレンソウ、雪下キャベツ、花卉などですが、徐々に生産が拡大しております。また、農産物加工についてもきりたんぼや漬物、モチ加工など、新たな取り組みも生まれているところです。

今後は、先ほど議員もおっしゃいましたが、米粉加工などについても新たに情報収集に努めるとともに、栽培技術や流通対策について県農林水産技術センター、総合食品研究所や県振興局の普及指導課、農業協同組合など関係機関と連携を強化して食品加工についての技術面での支援について農業者への適切な支援に努めてまいります。

また、女性農業者への支援についてですが、現在、県の普及指導事業の若い農業女性者交流セミナーや女性起業活動サポート事業、女性起業グループ商品開発支援事業への参加を呼びかけるとともに、美郷町生活研究グループ協議会や農協女性部の活動に対して側面支援をしているところです。さらに、来年度は議員ご指摘の女性パワーを育成する観点で、町独自の取り組みとして認定農業者協議会と連携して、担い手でもある女性も参画できる講演会などを開催し、女性農業者が勉強できる機会を創設したいと考えております。また、そのネットワークづくりについては、既存の女性農業団体の加入者増加が図られるよう、団体への指導、相談活動を展開するとともに、県普及指導課や農協あるいは女性農業者会などと情報交換を行い、町との合同事業開催の可能性などを模索しながら女性農業者のネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） やる気をもっと高めていただく、熱意を持っていただくというようなこ

とから、町としてのバックアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。例へば、これも私以前に話したことがあるんですが、集落営農の中でかなり高齢者の方がおられると思ひます。そういった意味では、例へばしめ縄づくりなども冬場ということをお考えすると、取り組む一つではないかなと思ひます。これもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、単純な質問であり、町としても言われても何ともしがたい質問であるかもしれませんが、多くの農家、集落営農といった組織からの要望であります。産地づくり交付金の支払い時期をもう少し早くできないものかということでもあります。主体は水田農業推進協議会ですが、国、県、町との関係における推進協議会であり、ことしも12月26日金曜日ごろの支払いと、これは情報ということでもありますので確かなものではありませんが、そのころというようなことを聞いております。殊、組織営農においては年末の限られた時間の中での事務作業ということで、大変な状況であると思ひます。また現在、JAなどにおいては12月から金利も発生しているとのことでもあり、できれば1カ月あるいは1週間でもいいから早くできないものかという声がありますが、町として国や県にも働きかけながら何とかできないものかと思ひますが、どうでしょうか。あわせて今年度交付時期も1日でも早くお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願ひます。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

産地づくり交付金の支払い時期についてですが、交付金の支払いは交付金の交付要綱に基づき事務がなされておりますが、交付対象となる全農家の転作面積の確定や集荷団体による加工用利用米の出荷数量の最終確定作業が必要なため、その確定事務がどうしても12月上旬までかかることにより12月下旬の支払いとなっております。現段階では交付事務の事務上、支払い時期が制約されるため、残念ながら早期に交付できないのが現状です。

いずれご要望の趣旨は十分に理解できますので、秋田県や秋田県米政策事業推進本部など関係機関に対しまして交付時期の見直しを働きかけてまいるとともに、集荷団体の加工用利用米の売り渡し事務の迅速化あるいはその事務の見直しなどについても検討していただくよう働きかけてまいりたいと存じます。いずれ議員のご指摘の点については十分に理解いたしますので、町としてできることは一生懸命頑張ります。

以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） この産地づくり交付金に携わっている農政課の職員の方々が非常に頑張

っておられるということも肌身に感じておりますので、今の答弁で了解したいと思います。

ただ、いずれ来年も同じことをやはり思うと思いますので、これから1年かけながら、来年度は何とかできれば11月に支払っていただけるように県なり国なりに働きかけながら早期支払いが実現できますようお願いしたいと思います。

あわせて、先ほどもちょっとお話ししたんですが、ことし12月26日ということで支払いが予定されているのであれば、1日でもいいです、できれば2日でも3日でもいいですから、事務的なことを考えますと、幾らかでも早くということをお願いしたいと思います。このことは頑張ってくださいという意味で終わりたいと思います。

次に、人的農村交流についても農業振興に寄与するものと考えますが、総務省、文科省、農水省の3省が連携して推進する子ども農山漁村交流プロジェクトについての町の取り組みについてを質問いたします。

このことについては、農村の活性化と農家所得にも結びつくものとして積極的に取り組むものと考えますが、グリーンツーリズムといった交流ともあわせ、町の推進に対する考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子ども農山漁村交流プロジェクトの推進についてですが、町としましては都市と農村、漁村、農山漁村の交流は大変重要であると認識しており、「うりこめ美郷応援事業」とあわせて積極的に推進したいと考えております。

本プロジェクトは、議員ご指摘のとおり、児童生徒の心豊かな人間性や社会性をはぐくむことを目的に、平成20年度より総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して行っている国の事業で、小学校を対象に農家などで1週間程度をめぐり宿泊体験をするというものですが、国では5年後までに全国の小学校すべてに順次拡大する計画であり、この活動を授業の一環として位置づけるよう学習指導要領の改訂を検討しているようです。

これまでの町主催の交流と違う点は、都市との交流ではなく農山村や漁村への宿泊体験を主としているところですが、このような機会を活用してふだん経験しない作業を体験することは子供たちにとってよい機会ではないかと考えております。また、それ以上に仲間と集団での宿泊体験は人間性や社会性をはぐくむものと思います。

町としましては、子供たちの成長を支える教育活動として積極的に取り組んでまいりたいと存

じますが、この事業はスタートしたばかりの事業であり、課題もあります。学校ごと1週間というかなり長い期間で、授業時数を確保しながら平常授業日の実施となりますので、この調整に苦慮するのではないかと考えております。

現在、各学校において保呂羽山への宿泊訓練や自然学習体験などを行っており、これまでの学習の見直しも検討する必要があります。また、長期間、体験活動中の児童の安全確保や健康管理をどう確立するのか、多数の引率人員が必要となるので、その確保と引率等でいなくなった学校におけるほかの学年の学習指導体制をどうするか、さらには必要経費の負担をどうするかなどの課題があるかと存じます。

国、県からはまだ取り組み方法の詳細が示されておらず、国においては今年度、来年度においてモデル校を設置し、課題や問題点を把握していくようです。今後、町としては国や県の動向を見きわめ、関係部局と十分に連携を図りながら検討してまいりたいと存じます。

また、グリーンツーリズムにつきましては都市と農村の交流の必要性から今年度、秋田県グリーンツーリズム推進協議会に会員として加入したところです。現在、町内には同協議会の会員もあり、農家民宿などに取り組んでいる事例もありますので、地域や農業者の取り組みに期待するとともに、町としても来年度から認定農業者協議会や生活研究グループなどに積極的に情報提供し、グリーンツーリズムの取り組みを側面から支援してまいります。

以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） 私の質問要旨が舌足らずだったのかなと、ちょっと今思っているところです。といいますのは、農業振興という観点からの質問でございましたので、子供たちの側というよりも、このプロジェクトについては農業振興という意味からの受け入れる側の体制ということでありました。

ただ、今グリーンツーリズムのことについての答弁と同じであるとすれば、再質問はしないと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

私どもの方で質問の趣意を取り違えまして、済みませんでした。

いずれ3省連携のプロジェクトの受け入れに当たっては、当然農作業を提供できるような農業者がいらっしゃらなければ提供できませんので、農業者側の方としてその作業を提供できるような

体制の整備というものが必ずや必要になります。現段階において、そうした組織化は図られておりませんので、今後町としても子供を出すだけではなくて、受け入れる観点での受け皿づくりについても十分に国、県が考えていらっしゃるその方針、あるいは注意点、あるいはその目的とするところを十分に吟味して町としても取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） 私の方こそ、質問の要旨がはっきりしない書き方で大変申しわけございませんでした。

ただ、私がこれを書いたというのは、やはり集落営農を推進する中で子供たちとの交流、そしてまた先ほども申し上げましたように、多少なりとも収益につながるということを考えますと、ぜひとも集落営農組織の取り組み推進というのは必要なものだとは私に思っておりますので、この点についてもよろしく願いいたします。

最後に、私からの本当に提案であります。今から44年前、昭和39年の秋に宇都宮大学農学部の学生43名と教授ほか数名が旧仙南村を訪れ、農村調査実習を行っております。そして、これがその調査レポートをつづった考察書であります。2冊あるわけですが、この中には稲作単一から脱却し、花卉栽培や加工品の生産など複合の確立が求められるといったような、半世紀も前から今日の目標とする姿を提案しておるなど、実に興味深い考察内容でありますし、この学生たちが恐らくは国の農政やその他においても中核となられた方々が多数おられると思えてくるのであります。

今、65歳ほどと思われまますこの方々との45年ぶりの再会、あるいはその後の50年ぶりでも5年後でもいいです、ぜひ来町していただき、当時と今を見ての感想や農業についてを語る交流を持たせたらと私なりに思います。経費の面もあるわけではありますが、美郷で同期会を開いたらということ口火にしながら働きかけて、それによって夢ある再会交流事業が実現したら、これもまた活性化につながるものではないかなと思います。

町長、どうでしょうか。お願いします。

議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

地域の歴史の中にはさまざまな縁の積み重ねでその地域の姿があるという一面があるだろうと思います。ただいま議員がご指摘の宇都宮大学の学生が昭和39年に旧仙南村を訪れ、また立派な報告書を残されているという現実を一つの縁ととらえた場合に、その方々がかつて学生時代であ

った美郷町仙南地区がどのように変貌したか、またその変貌の姿を見に来るといふ部分について、動機を提供するといふことは意義あるかと思ひます。

ただ、どのような形でその事業を展開するのかは十分に検討すべきと思ひますので、その趣旨については賛同しながらその具体の進め方については関係する方々と十分に意見交換してまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） これで質問終わります。平成21年が町にとって、住民にとってよき年であることを願ひながら質問を終わります。

議長（伊藤福章君） これで17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

次に、提案される議案について、美郷町代表監査委員、久米 力君に関係がありますので、地方自治法第117条の規定により、本人の退席を求めます。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第12、同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 監査委員でいらっしゃる久米 力氏は、平成20年12月16日任期満了となりますので、これまでの活動実績を踏まえ、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものです。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって同意第1号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第13、同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員でいらっしゃる後藤貴子氏は、平成20年12月17日に任期満了となりますので、これまでの活動実績を踏まえまして、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

次に提案される議案について、美郷町教育委員会委員長、佐藤 孝君に関係がありますので、地方自治法第117条の規定により、本人の退席を求めます。

同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第14、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 美郷町教育委員会委員でいらっしゃる佐藤 孝氏は、平成20年12月17日で任期満了となりますので、これまでの活動実績を踏まえ、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。

どうかよろしくご審議をお願いいたします。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

町長（松田知己君） 藤井康子氏は、現在の任期中におきましても広く社会事象に関心を持ち、人権擁護に係る活動をしていきたいという抱負を持っていらっしゃると思います。そして、実情に応じた活動が期待されますので、委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって議案第76号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

選挙

議長（伊藤福章君） 日程第16、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員は本日で任期満了となりますので、選任されたい旨の選挙管理委員長からの通知により、地方自治法第182条に基づき選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

指名の方法についてお諮りします。

議長より指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決定しました。

暫時、休憩します。

(午後3時07分)

議長(伊藤福章君) 休憩を解きまして、本会議を再開します。

(午後3時08分)

議長(伊藤福章君) ただいま配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に澁谷幸雄君、田沢 徹君、鈴木喜美夫君、佐藤喜三郎君、同補充員に第1順位佐藤聖虎君、第2順位木下文一君、第3順位深澤雪子君、第4順位黒川奥子君を当選人と定めることに決定いたしました。

散会の宣告

議長(伊藤福章君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

18日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)